

第二次豊橋市子ども読書活動推進計画

豊 橋 市

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 子どもの読書活動の意義 | 1 |
| 2 計画策定の背景 | 1 |
| 3 計画の目的 | 2 |
| 4 計画の位置づけ | 3 |
| 5 計画の対象 | 3 |
| 6 計画の期間 | 3 |
| 第2章 第一次計画における取り組み | 4 |
| 1 これまでの取組状況 | 4 |
| 2 目標指標の達成状況 | 5 |
| 3 主な課題 | 7 |
| 第3章 第二次計画の基本的な考え方 | 8 |
| 1 目標と基本方針 | 9 |
| 2 第二次計画の体系 | 11 |
| 第4章 子ども読書活動推進のための施策 | 12 |
| 1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 | 12 |
| (1) 家庭の役割 | 12 |
| (2) 地域の役割 | 15 |
| 2 保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進 | 17 |
| (1) 保育所・幼稚園の役割 | 17 |
| (2) 学校の役割 | 19 |
| 3 図書館・市民館等における子どもの読書活動の推進 | 22 |
| (1) 図書館の役割 | 22 |
| (2) 市民館等の役割 | 24 |
| (3) こども未来館の役割 | 26 |
| 4 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及 | 27 |
| 5 子どもの読書活動推進体制の整備 | 29 |
| (1) 子どもの読書活動推進体制の整備 | 29 |
| (2) 子どもの発達段階別取り組み | 30 |
| 目標指標一覧 | 31 |

資料編

| | | |
|-------|--------------------------|----|
| [資料1] | 用語説明 | 33 |
| [資料2] | 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 35 |
| [資料3] | 第一次計画の総括 | 37 |
| [資料4] | 子どもの読書活動に関するアンケート結果の概要 | 41 |
| [資料5] | 豊橋市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱 | 55 |
| [資料6] | 豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議設置要綱 | 56 |
| [資料7] | 第二次計画策定の経緯 | 58 |

*用語の説明は資料編で50音順に記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、「欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第二条）です。

子どもが本から学び取る力は、乳児期からの絵本との出会いに始まり、成長段階に応じ良書に親しむことで生まれ、その成長とともにより深い読書体験を通し高まっていきます。

質の高い優れた本に描かれた物語は、多様な現実を体験する機会の少ない現代の子どもにとって深く心に刻まれ、考える習慣、豊かな感性、思いやりの心などを醸成します。また、読書を通して、変化の激しい社会を生き抜いていく上で、自ら考え、判断し、表現し、様々な人生の困難を乗り越える資質や能力を育み、生きる力となります。

子どもが豊かな読書体験を通して、健やかに成長していくためには、質の高い良書に親しむ機会を増やし、読書の楽しさを伝えていくことが重要であり、そのためにも、家庭・地域・学校等が連携し、子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

2 計画策定の背景

(1) 子どもを取り巻く社会情勢

近年、少子・高齢化、核家族化が進展し、情報通信技術が発展する中、人々の価値観や生活様式の多様化が、家庭教育や子どもの成長に大きく影響を与えています。

また、平成22年度に公表された「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」の結果、日本の子どもたちの読解力低下については改善傾向が見られるものの、成績の良し悪しの二極化が進んでいます(2006年第15位→2009年第8位)。国の分析によると、読書習慣がある子どもほど読解力に優れている傾向があることから、子どもの読書活動を推進する必要性がさらに高まっています。

(2) 子どもの読書活動をめぐる動き

国は、読書活動による教育効果を認識し、子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、基本理念が定められるとともに、国・地方公共団体には、計画を策定し、公表することを定めました。これに基づき、本市においては平成17年3月に第一次計画を策定し、様々な取り組みを展開してきました。

そして、計画策定から5年が経過した平成20年3月に国は第二次計画を策定

しましたが、第一次計画の成果として、①不読率の低下 ②自治体における子ども読書活動推進計画の策定推進 ③※司書教諭の配置促進 ④学校でのボランティア活動の活性化等をあげています。

愛知県でも、第二次計画を策定する中で第一次計画の成果と課題を検証し、新たな取り組みとして、家庭における乳幼児に対する読書活動の推進やNPO・ボランティアなどの民間団体の活動の奨励をあげています。

【国、愛知県、豊橋市の子ども読書活動推進計画に関する動き】

| 年月 | 国 | 愛知県 | 豊橋市 |
|----------|---|-----------------------------|------------------------|
| 平成13年12月 | 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行 | | |
| 平成14年8月 | 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定 | | |
| 平成16年3月 | | 「愛知県子ども読書活動推進計画」の策定・公表 | |
| 平成17年3月 | | | 「豊橋市子ども読書活動推進計画」の策定・公表 |
| 平成17年7月 | 「文字・活字文化振興法」の公布・施行 *学校教育において読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定 | | |
| 平成18年12月 | 「教育基本法」の改正 *教育の目標の一つに「幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うこと」掲げる *教育の実施に関しては、新たに家庭教育、幼児期の教育、学校・家庭・地域の連携協力について規定 | | |
| 平成19年6月 | 「学校教育法」の改正 *普通教育の目標として「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」掲げる | | |
| 平成20年3月 | 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第二次)」の閣議決定 | | |
| 平成21年9月 | | 「愛知県子ども読書活動推進計画(第二次)」の策定・公表 | |

3 計画の目的

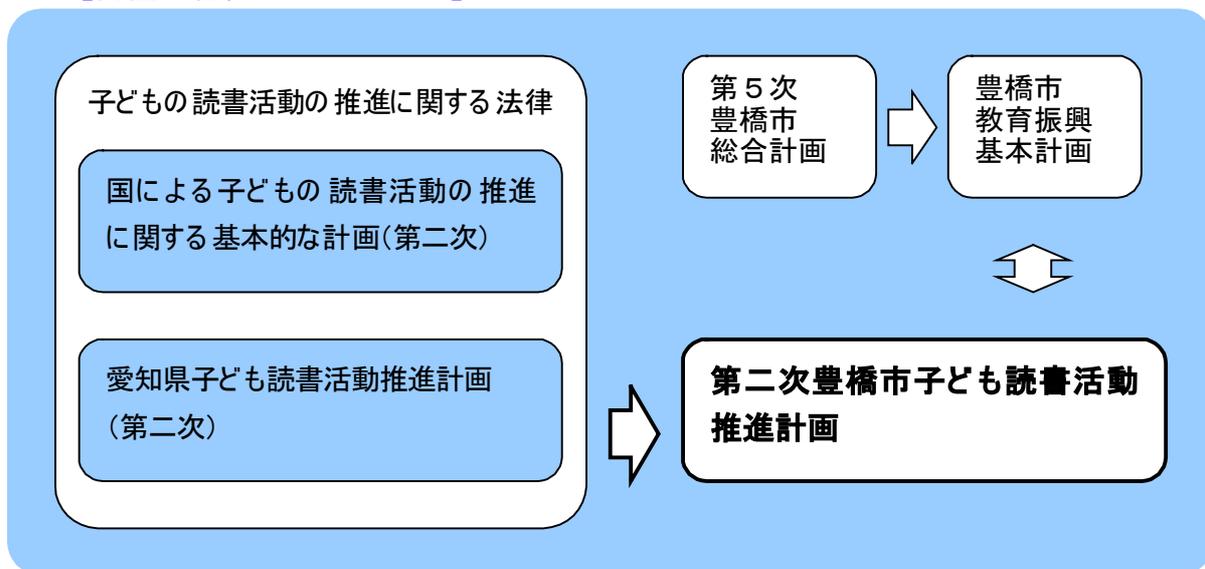
子どもたちが自主的な読書活動ができる環境を整備し、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣化を図ります。また、第一次計画の策定から5年を経過していることから、これまでの取り組みや成果、そして課題を検証した上で、本市における子ども読書活動推進にあたっての基本的な方向性を示し、その施策を総合

的・計画的に推進するため、第二次計画を策定するものです。

4 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2頁の規定に基づき、国ならびに愛知県の第二次計画を基本として策定するものです。また、「第5次豊橋市総合計画」の教育分野をより具体的にした「豊橋市教育振興基本計画」の部門別計画に位置づけられます。

【計画の位置づけイメージ】



5 計画の対象

本計画の中での子どもとは0歳から概ね18歳までを対象とします。

6 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

| 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|
| 第一次計画 最終年度 | 第二次豊橋市子ども読書活動推進計画期間 | | | | |

第2章 第一次計画における取り組み

子どもの自発的な読書活動の推進に向け、第一次計画では下記に掲げる「3つの目標」と「5つの基本方針」に基づき、さまざまな取り組みを進めてきました。

3つの目標

- I 家庭・地域・学校等社会全体での取り組みの推進
- II 子どもの読書環境の整備・充実
- III 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

1 これまでの取組状況

基本方針1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

※「初めての絵本との出会い事業」において、4か月児健康診査の際の※読み聞かせや絵本配付など、本に親しむきっかけづくりを行いました。

家庭に対しては、広報とよはしなどを利用して家族みんなで本を読む「家庭読書の日」を啓発しました。

地域においては、ボランティアによるおはなし会の開催など、市民館等を読書活動の拠点としてボランティア活動の推進を図りました。

基本方針2 保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進

ほとんどの保育所や幼稚園で、日常的に乳幼児に対する絵本や物語の読み聞かせを実施しています。

また、小中学校でも「※朝の読書タイム」の実施により、子どもたちが学校で読書する時間を確保することができました。そして、※学校図書館司書やボランティアが活動するようになったことで、子どもたちが本をより身近に感じることができるようになりました。

さらに、※授業・学習支援センターと学校の連携により、図書館の図書を活用した調べ学習の推進を図りました。

基本方針3 図書館・市民館等における子どもの読書活動の推進

図書館では、児童図書や中高校生向け図書の充実に努めるとともに、ボランティアとの協働による子どもを対象とする事業を行いました。

また、赤ちゃん絵本ボランティア育成講座の開催など、ボランティアの育成や支援を行いました。

こども未来館では絵本コーナーの充実だけでなく、優良図書の紹介やボランティアによる絵本の読み聞かせなどの読書活動に取り組みました。

さらに、※拠点的地区市民館においては、図書館システムのネットワーク化により図書館の図書の予約や受取など、市民の利便性向上を図りました。

基本方針4 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

図書館では※「子ども読書の日」や※「こどもの読書週間」を記念したイベントの開催や子ども向け情報誌の発行など、また、保健所・保健センターやこども未来館ではチラシの配付や優良図書の紹介など、子どもの読書活動に関する理解や関心の普及に努めました。

基本方針5 子どもの読書活動推進体制の整備

図書館では、授業・学習支援センター等、子どもの読書活動に関連する機関と頻繁に情報交換を行いました。また、保育士やボランティアを対象とした講座の開催など、様々な組織や団体において子どもの読書活動をサポートする人材の育成を図りました。

2 目標指標の達成状況

子どもの読書活動施策を総合的に推進する指針として、具体的な数値目標を掲げ、様々な事業を実施してきました。

| 区分 | 目標指標 | H16 (策定時) | H21 (現況) | H22 (目標値) |
|---------|--|------------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 家庭 | 乳児への絵本配付率 (4か月児健康診査時に絵本を配付した乳児の割合) | 0% | 100% | 100% |
| 地域 | 絵本の読み聞かせグループ活動率(校区) (市民館等で読み聞かせボランティアにより読書活動を開催している校区の割合) | 50.0% | 80.8% | 100% |
| 保育所・幼稚園 | 読み聞かせ実施率 (日常的に読み聞かせや紙芝居など実施している施設の割合) | 83.6% | 96.1% | 100% |
| | 園児1人当たり蔵書冊数 | 9.4冊/人 | 9.9冊/人 | 10.3冊/人以上 |
| 小学校・中学校 | 朝の読書実施率 (日常的に朝の読書を実施している学校の割合) | 小学校 84.0% 中学校 82.6% | 小学校 100% 中学校 95.5% | 小学校 100% 中学校 100% |
| | 学校図書館図書整備率 (国の基準と比較した学校図書館の蔵書整備率) | 小学校 80.9% 中学校 91.0% | 小学校 78.6% 中学校 102.8% | 小学校 100% 中学校 100% |
| | 学校図書館環境整備率(空調機器・コンピュータ) (空調機器とコンピュータが設置されている学校図書館の割合) | 4.7% | 52.0% | 100% |
| | 学校図書館人的配置率 (学校図書館司書の配置された中学校と、ボランティアの導入がされている小学校の割合) | 62.2% | 95.9% | 100% |

| 区分 | 目標指標 | H16 (策定時) | H21 (現況) | H22 (目標値) |
|----------|---|--------------|-------------|--------------|
| 図書館 | 児童1人当たり児童図書蔵書冊数 | 3.2冊/人 | 3.3冊/人 | 3.5冊/人以上 |
| | 児童1人当たり児童図書貸出冊数(年間) | 5.5冊/人 | 6.6冊/人 | 6.0冊/人以上 |
| 市民館 | 児童1人当たり児童図書蔵書冊数 | 1.5冊/人 | 1.9冊/人 | 2.0冊/人以上 |
| | 児童1人当たり児童図書貸出冊数(年間) | 2.1冊/人 | 2.6冊/人 | 3.0冊/人以上 |
| 理解・関心の普及 | 「子ども読書の日」認識率 (学校や市民館等、「子ども読書の日」を認識している施設の割合) | 46.5% | 77.9% | 100% |

(1) 目標値に達しているもの

◎乳児への絵本配付率 H16 0% → H21 100%

平成17年度より、4か月児健康診査を受診されたすべての乳児に対して絵本の配付を行っています。

◎朝の読書実施率【小学校】 H16 84.0% → H21 100%

すべての小学校では始業前に読書する時間を確保し、子どもの自主的な読書習慣の形成に努めています。

◎学校図書館図書整備率【中学校】 H16 91.0% → H21 102.8%

学校図書館では、国の*学校図書館図書標準に基づき、図書資料の計画的な整備を行いました。

◎児童1人当たり児童図書貸出冊数(年間)【図書館】 H16 5.5冊/人 → H21 6.6冊/人

図書館では、インターネットによる図書資料の予約など市民の利便性向上を図ったことにより、児童図書の貸出冊数が増加しました。

(2) 大幅に改善されたもの

◎絵本の読み聞かせグループ活動率(校区) H16 50.0% → H21 80.8%

ボランティアによる読み聞かせなどの読書活動が、地区市民館を中心に各校区で開催されるようになりました。

◎学校図書館人的配置率 H16 62.2% → H21 95.9%

学校図書館司書の中学校への計画的配置やボランティアの導入により、学校図書館を取り巻く読書環境が改善されました。

◎「子ども読書の日」認識率 H16 46.5% → H21 77.9%

ホームページや広報とよはしなどで子どもの読書活動に関する意義や重要性を啓発したことにより、「子ども読書の日」の認識が広まりました。

3 主な課題

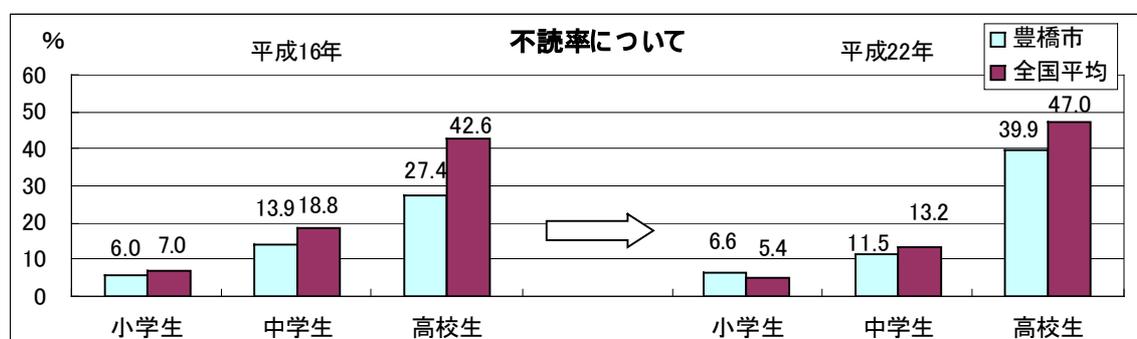
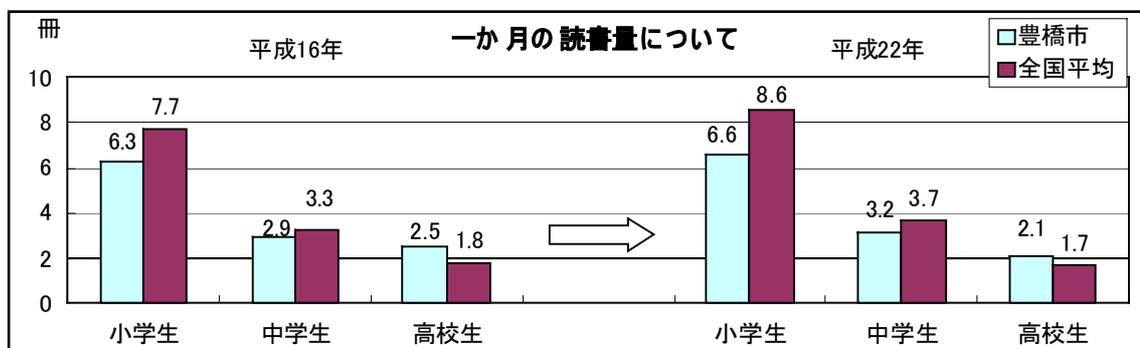
このように第一次計画の取り組みについては、目標指標から検証した結果、概ね策定時より改善しており順調に進捗が図られています。

しかし、インターネットなどの様々な情報メディアの発達や普及により、大量の情報を瞬時に手に入れることができるようになった影響もあり、全国的に子どもの読書離れや活字離れが進んでいます。

本市においても、子どもが進学するに連れ読書量が減少する傾向があり、学校での読書が読書習慣の形成に繋がっていないことも見受けられることから、学校図書館を中心とし、家庭や地域、図書館等がそれぞれの立場で読書環境の整備に努めながら、子どもの読書活動の推進に取り組んでいく必要があります。

また、子どもの自主的な読書習慣を確立させるためには、幼いときからいつも身近に本があることが大切であり、それには家庭の理解はもとより、地域で行われる読書活動の拡大・充実が不可欠です。したがって、こうした取り組みに欠かせないボランティア活動に対する理解と参画について広く啓発し、あわせて人材の確保や育成を図ることが必要です。

今後は、子どもの読書活動に関する取り組みをより充実させ、障害者や外国人を含むすべての子どもたちが図書に触れる機会を提供していくことが、子どもの読書活動を推進するために重要となります。



「子どもの読書活動に関するアンケート」(平成22年6月豊橋市) n=2,690
「第55回学校読書調査」(平成21年6月全国学校図書館協議会)

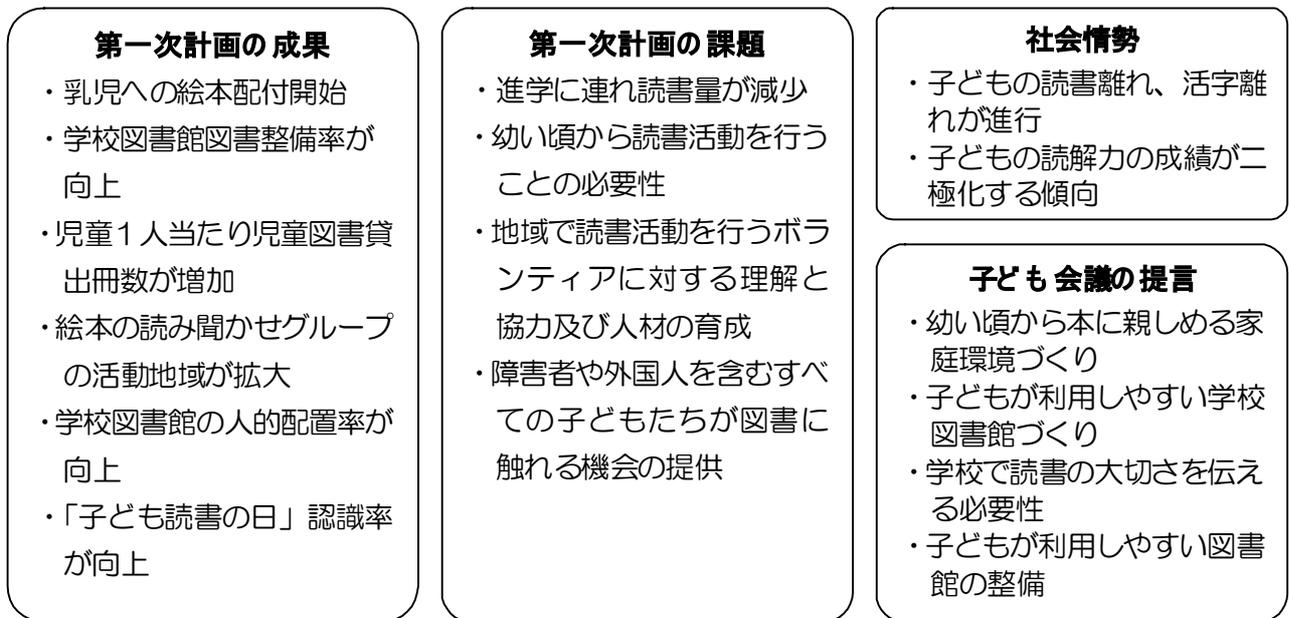
第3章 第二次計画の基本的な考え方

本計画では、第一次計画の基本的な考え方である「3つの目標」と、その実現のための「5つの基本方針」を継承して、これまでの成果・取組内容・課題を検証し、読書活動の現状及び社会情勢を踏まえた上で子ども読書活動を推進する施策を講じます。

○主な改定ポイント

第一次計画の施策が、子どもの読書活動の意義や重要性の周知、読書環境の整備等に重点を置いていたのに対し、第二次計画では関連する団体との連携・協力を深め、子どもの自主的な読書活動の推進や図書資料の利用増進に繋がる取り組みの実践及び内容の充実を図ります。

【第二次計画の基本的な考え方】



連携・協力
家庭・地域—保育所・幼稚園・学校—図書館・市民館等

1 目標と基本方針

(1) 目標

子どもたちは、本と出会うことで読書の楽しさにふれ、自ら進んで読書習慣を身につけることにより、表現力や創造力を高め健やかに成長していきます。

本計画では、次代を担う子どもたちが自主的な読書活動ができるように、市民と行政が一体となり、読書環境の整備・充実に取り組みます。

3つの目標

- I 家庭・地域・学校等社会全体での取り組みの推進
- II 子どもの読書環境の整備・充実
- III 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

(2) 基本方針

この計画で掲げた3つの目標を実現するために、基本的な方針を定め取り組みます。

5つの基本方針

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

家庭や地域では、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身につけることができる環境をつくるため、市と連携・協力した取り組みを推進します。

2 保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進

保育所・幼稚園、学校では、それぞれ年齢や発達段階に応じた読書活動を計画的に進めます。

3 図書館・市民館等における子どもの読書活動の推進

図書館・市民館等では、学校や地域で行われる読書活動の支援や、市内全域における図書館サービスの充実に努めます。

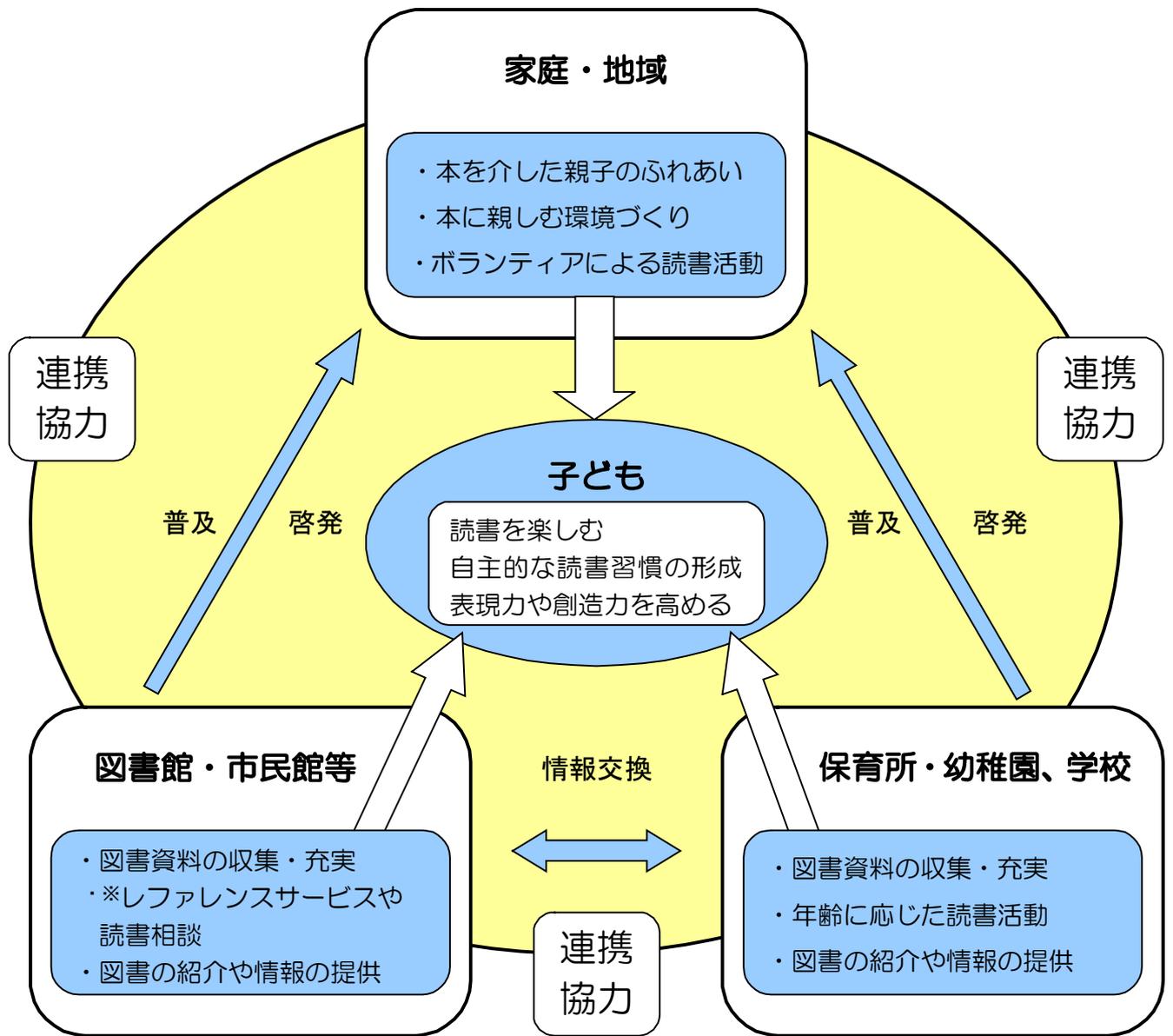
4 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

保護者やボランティアなど市民と行政の協働により、読書活動の意義や重要性について、家庭や地域での理解や関心が深まるよう普及・啓発に努めます。

5 子どもの読書活動推進体制の整備

家庭や地域のボランティア、保育所・幼稚園や学校、図書館・市民館等が密接に連携し相互の協力を図るため、子どもの読書活動推進に必要な体制の整備・充実に努めます。

【第二次計画のイメージ図】



3つの目標

5つの基本方針

具体的な取り組み

I 家庭・地域・学校等社会全体での取り組みの推進

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

- (1) 家庭の役割
 - ① 「初めての絵本との出会い事業」の推進
 - ② ※家庭教育手帳の活用
 - ③ 家庭における読書「うちどく(家読)」の推進
- (2) 地域の役割
 - ① 地域における読書活動拠点づくり
 - ② ボランティア活動への参加促進

2 保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進

- (1) 保育所・幼稚園の役割
 - ① 年齢や発達段階に応じた読書指導の推進
 - ② 保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発
 - ③ 保育士や幼稚園教諭に対する読書活動の指導や研修の充実
 - ④ 児童図書の整備・充実と情報の共有化
- (2) 学校の役割
 - ① 読書時間の確立と読書指導の充実
 - ② 学校関係者の意識高揚
 - ③ 家庭や地域と連携して取り組む読書活動の奨励
 - ④ 学校図書館の機能や設備の整備・充実
 - ⑤ 学校図書館の図書資料の整備・充実とネットワーク化の推進
 - ⑥ 地域連携による住民への開放
 - ⑦ 学校図書館司書の充実とボランティアとの協働の推進

II 子どもの読書環境の整備・充実

3 図書館・市民館等における子どもの読書活動の推進

- (1) 図書館の役割
 - ① 児童図書の整備・充実及び調べ学習の支援
 - ② 中高校生向け図書資料の整備や図書館サービスの充実
 - ③ 発達段階や障害の状態に応じた図書館サービスの展開
 - ④ 外国人児童生徒向け図書資料の整備や図書館サービスの充実
 - ⑤ ボランティアとの協働による子どもを対象とした事業の開催
 - ⑥ ボランティアの育成と研修の充実
 - ⑦ 学校図書館との連携の推進
 - ⑧ 子どもの読書活動に係る職員の育成
- (2) 市民館等の役割
 - ① 読み聞かせなど子どもの読書活動に関する取り組みの充実
 - ② 図書館機能や児童図書の整備・充実
 - ③ 図書館サービスに係る職員の研修の充実
- (3) こども未来館の役割
 - ① 読み聞かせなど子どもの読書活動に関する取り組みの充実
 - ② 保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発
 - ③ 図書館との連携による児童図書の整備・充実
 - ④ 子どもの読書活動に係るボランティア等の育成と研修の充実

III 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

4 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

- (1) 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及
 - ① 子どもの読書活動に関する意義や重要性の普及・啓発
 - ② 優れた取組事例の収集・紹介
 - ③ 子ども読書活動に関連する団体の情報共有化
 - ④ 優良図書、魅力ある図書リスト等の配布
 - ⑤ ホームページを活用した情報提供

5 子どもの読書活動推進体制の整備

- (1) 子どもの読書活動推進体制の整備
 - ① 子どもの読書活動推進体制による検証
 - ② 子どもの読書活動推進ネットワークの形成
- (2) 子どもの発達段階別取り組み

第4章 子ども読書活動推進のための施策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【基本方針1】

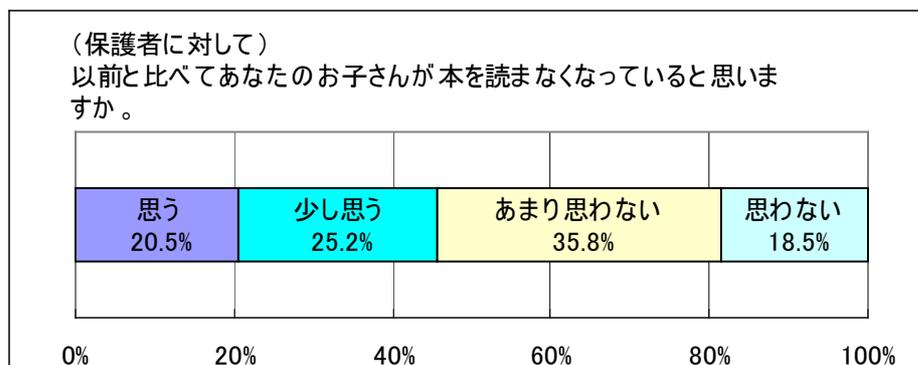
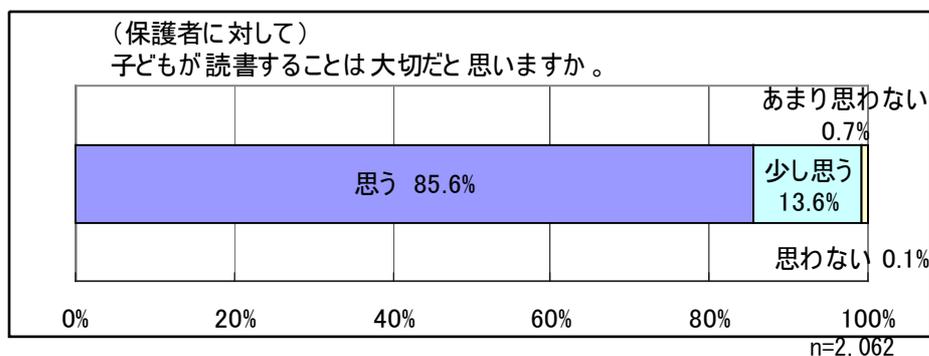
(1) 家庭の役割

子どもは、本を介した語りかけや親子の会話により、家族の温もりを感じながら本に接することで、読書習慣が次第に形成されていきます。生活の基盤となる家庭において、子どもたちが本に親しむ環境づくりを行うことは非常に大切なことです。

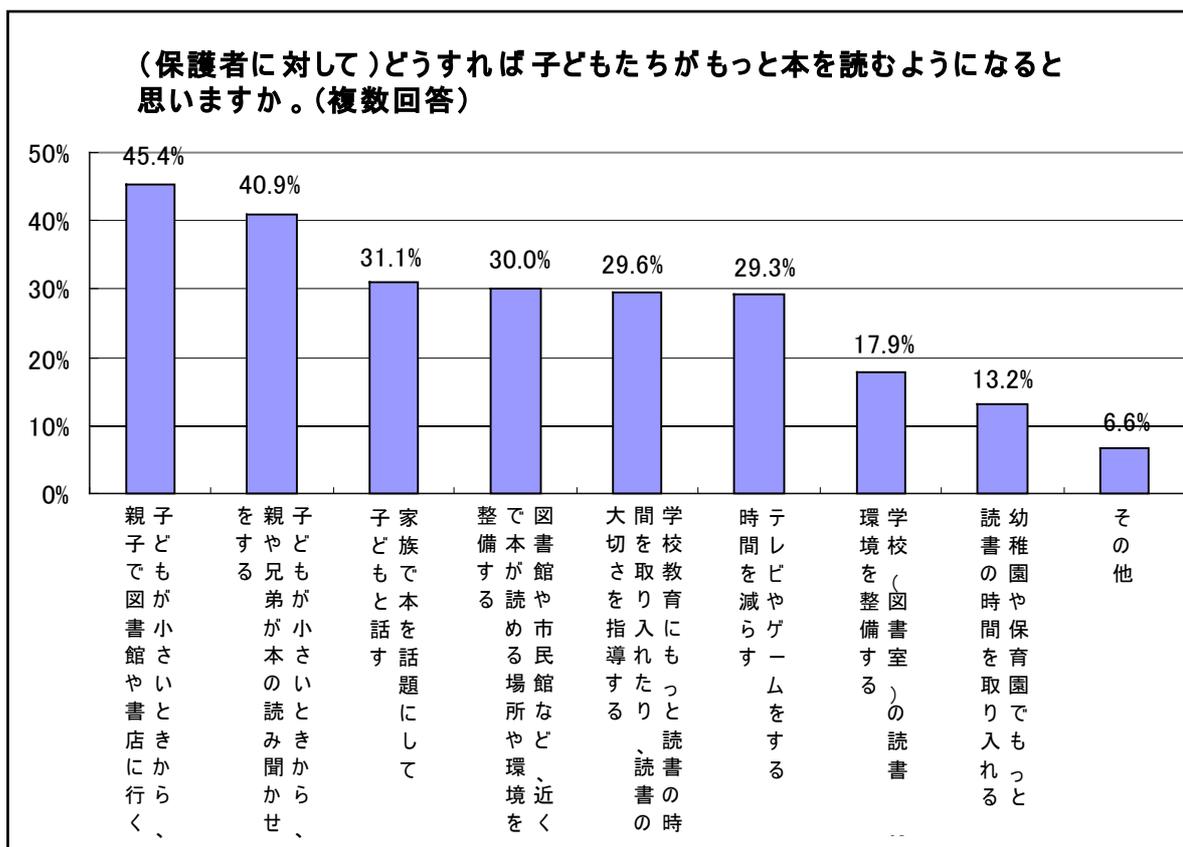
【現況と課題】

平成22年6月に本市が行った「子どもの読書活動に関するアンケート」(以下、「アンケート調査」という。)によると、約86%の保護者が子どもの読書の重要性を認識している一方で、約46%の方が自分の子どもが以前と比較して本を読まなくなっていると感じています。また、その対応として、子どもが小さいときから図書館や書店に連れて行く、親や兄姉による読み聞かせなどの家庭での取り組みが必要という回答が多くあげられています。

こうしたことから、家庭で日頃から子どもと一緒に読書する時間を持つことや、家族が楽しく読書する環境を作ること、さらに本について家族で話すというような興味や関心を引き出す家庭での働きかけが、子どもの読書習慣を形成する上で大変効果的と言えます。



「子どもの読書活動に関するアンケート」



n=2,095

「子どもの読書活動に関するアンケート」

【取り組みの基本方針】

家庭では、子どもたちが豊かな読書経験を積むことができるよう、家族が読書活動に積極的に関わる必要があります。

市では、乳児が絵本に親しむきっかけづくりとして行っている「初めての絵本との出会い事業」の継続した推進など、家庭における読書活動の意義や必要性を伝えるため、関連する機関やボランティアと連携・協力した啓発活動を行います。

【具体的な取り組み】

① 「初めての絵本との出会い事業」の推進

ボランティアと協働により4か月児健康診査会場にて絵本を開く楽しい体験とあたたかなメッセージを伝え、絵本の配付や優良図書の紹介を行います。さらに、保護者の意向を取り入れながら事業内容の充実を図ります。

② ＊家庭教育手帳の活用

ホームページ等で家庭教育手帳を紹介し、子どもが読書をする習慣を家庭で身につけることの必要性を訴えます。

③ 家庭における読書「うちどく（家読）」の推進

家族みんなで好きな本について話すというように家族で読書の習慣を共有する「うちどく」の実践を、ボランティアなどと協力して推進します。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|---------------------|---------------------------------------|------|------|
| ◆「初めての絵本との出会い事業」の推進 | 乳児への絵本配付率 * 4か月児健康診査時に絵本を配付した乳児の割合 | 100% | 100% |



初めての絵本との出会い事業

(2) 地域の役割

地域では、市民館等を利用したボランティアによる読み聞かせや、こども未来館を拠点とする「ここにこサークル」による読書活動が行われており、児童クラブでは、市民館等の児童図書を活用し、学校以外の時間でも子どもたちに読書の楽しさを伝えています。

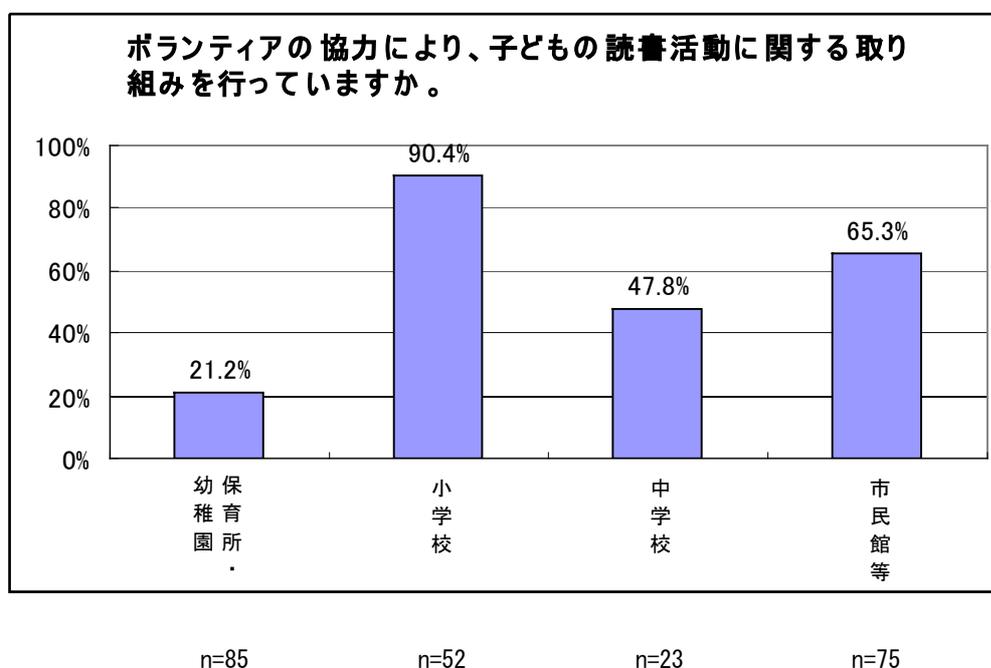
このように、子どもたちは生活している地域において、様々な人々とコミュニケーションを図りながら、読書習慣を形成していきます。

【現況と課題】

アンケート調査によると、子どもの読書活動に関する取り組みはボランティアの協力を得て行われている場合が多く、特に小学校の学校図書館ではボランティア導入率が90%を超えており、図書館運営を行う上で必要不可欠な存在となっています。

特に、保育士や教員等により読書活動が行われている保育園や学校等と異なり、市民館等ではこうした取り組みは、地域のボランティアなどの協力を得ることによりはじめて実施することができます。

読書活動をサポートする人材を育成し、その活用を図りながら取り組みを拡大していくためには、保護者の理解や地域住民の協力のもと、ボランティアによる読書活動を地域が一体となって支援する必要があります。



「子どもの読書活動に関するアンケート」

【取り組みの基本方針】

地域では、市民館等を利用したボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実に努めます。

市では、こうした活動の状況や課題を的確に把握し、関連する人々と施設の連携が図られるよう情報提供などの活動支援を行います。

【具体的な取り組み】

① 地域における読書活動拠点づくり

地域の保育所・幼稚園、学校、市民館等、ボランティアと連携し、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進する機会や場所の創出に努めます。

② ボランティア活動への参加促進

子どもに対する読書活動を各地域で展開していくため、活動場所や研修等の情報を提供し、ボランティアの参加促進に努めます。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|------------------|--|-------|------|
| ◆ ボランティア活動への参加促進 | ボランティアによる子どもの読書活動の実施率 * 市民館等で読み聞かせボランティアによる読書活動を開催している校区の割合 | 80.8% | 100% |



中央図書館読み聞かせボランティアによる読み聞かせ

2 保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進 【基本方針2】

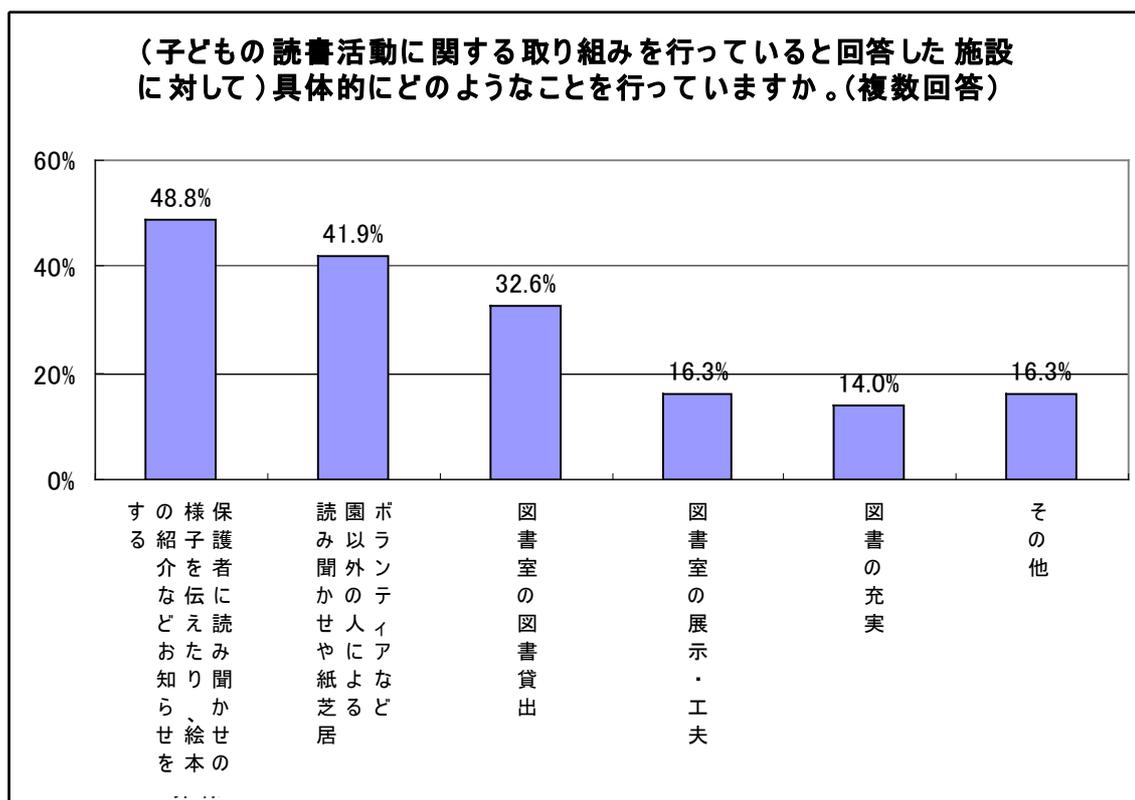
(1) 保育所・幼稚園の役割

子どもたちは、家庭を基盤とした地域社会の中で様々な経験を積み重ねながら成長していきますが、保育所や幼稚園は、初めて集団生活を行う場面です。そこでは、就学前の子どもたちが日常生活を通して読書習慣が形成されるよう、絵本や物語などに親しむ取り組みを行う役割を担っています。

【現況と課題】

ほとんどの保育所や幼稚園で、乳幼児に対する絵本や物語の読み聞かせが日常的に行われています。こうした施設では、自由に図書に触れることができるスペースを確保するとともに児童図書の整備・充実を図り、そこでの読書体験が家庭での読書に繋がっていくことが期待されます。

また、アンケートによると子どもの読書活動に対する取り組みは行っているとしても、保護者に対する読書の意義や重要性を伝えている施設はそのうち半数以下であり、十分な啓発が行われていないことがわかります。



子どもの読書活動に関する取り組みを行っていると感じた施設(n=41)を集計

「子どもの読書活動に関するアンケート」

【取り組みの基本方針】

保育所や幼稚園では、子どもの年齢や発達段階に応じた読み聞かせを行うとともに、保護者に対して乳幼児期から読書の意義や重要性を伝えます。

市では、保育士や幼稚園教諭が読書の大切さと必要性を理解しながら読み聞かせの技術を習得できるように、研修の実施や読書に関する情報提供などの支援を行います。

【具体的な取り組み】

① 年齢や発達段階に応じた読書指導の推進

日常の保育の中で、子どもの発達や興味・関心に応じた読み聞かせなど児童図書を活用した指導を推進します。

② 保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発

保育所や幼稚園で配付する園だよりやチラシを活用し、読み聞かせの様子や優良図書を紹介しながら、読書活動に関する意義を保護者に伝えます。

③ 保育士や幼稚園教諭に対する読書活動の指導や研修の充実

読み聞かせの技術向上や子どもの読書に関する情報を得られるように、研修機会の充実を図ります。

④ 児童図書の整備・充実と情報の共有化

図書館の※リサイクル本の配布や※団体貸出を活用し、絵本や紙芝居等児童図書の整備・充実を図ります。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|---------------------|---|-------|------|
| ◆年齢や発達段階に応じた読書指導の推進 | 読み聞かせ実施率 *日常的に読み聞かせや紙芝居などを実施している園の割合 | 96.1% | 100% |

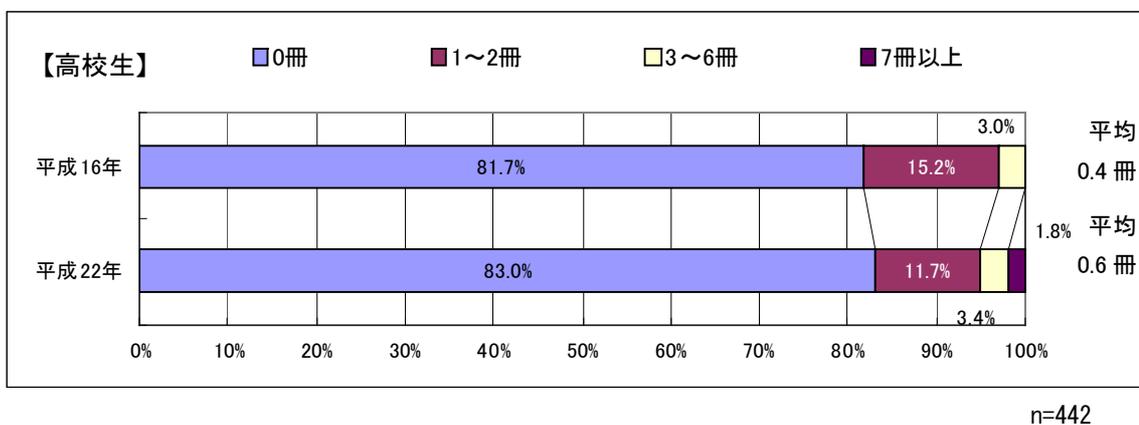
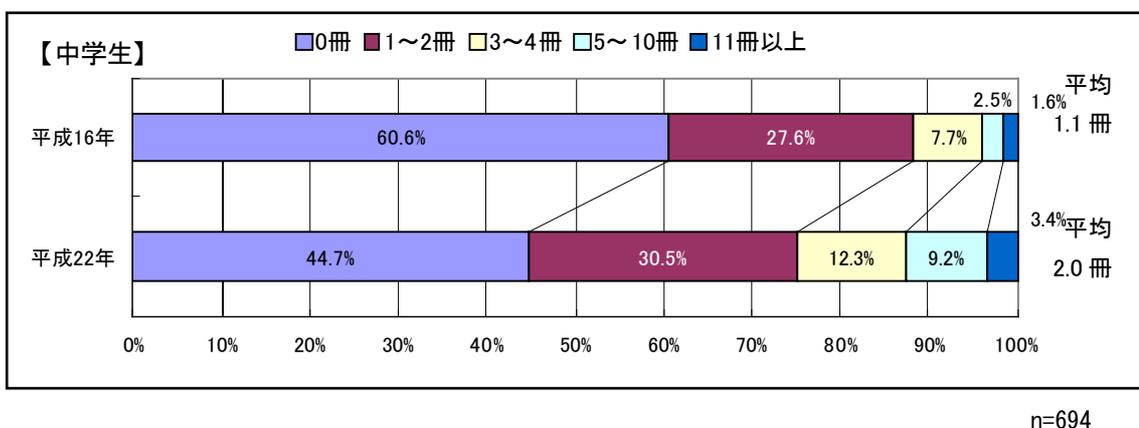
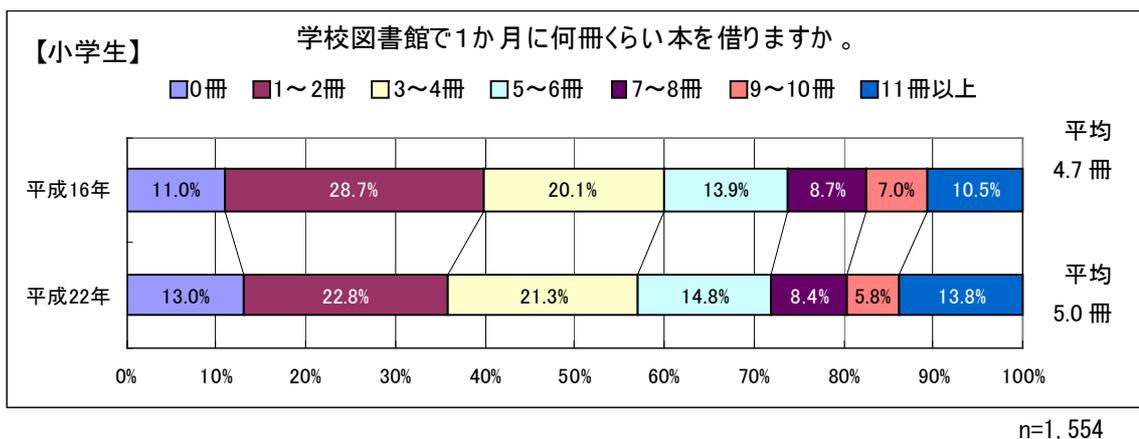


読み聞かせボランティア育成講座

(2) 学校の役割

学校教育法では、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

そのため、学校は各教科・特別活動・総合的な学習等の時間における調べ学習の推進や学校図書館を活用した教育活動の展開など、子どもの自主的な読書活動を支援する必要があり、生涯にわたる子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。



「子どもの読書活動に関するアンケート」

【現況と課題】

「朝の読書タイム」は、すべての小学校と約96%の中学校で実施しており、一日のはじめに読書をして落ち着いて過ごすことにより、学習への心構えができるといった効果があることが認識されています。こうした取り組みにより学校図書館の貸出冊数が増加している一方、1か月間に全く本を読まない小学生が0.6ポイント、高校生が12.5ポイント増加するなど子どもの読書習慣が二極化している傾向があります。

また、学校図書館の図書資料の選択・収集や子どもに対する読書指導を行うためには、司書教諭や学校図書館司書が中心的な役割を担っていますが、学校図書館司書については中学校を拠点として複数校を巡回しているため、学校図書館の運営に多くの時間を割くことが難しいのが現状です。

学校図書館は、子どもたちにとって気軽に読書を楽しめる身近な場所です。蔵書の充実、コンピュータの整備や利用時間の拡大などにより、子どもたちが利用しやすく、快適な読書環境の整備を図ることが必要です。

【取り組みの基本方針】

学校では、読書の時間を確保し、教員が読書活動の必要性を共通認識した上で読書指導を行うというように、学校全体で子どもの自主的な読書習慣の形成に関わっていくことが大切となります。また、司書教諭や学校図書館司書が中心となり、ボランティアとの協働を進めながら「人のいる、開かれた、利用しやすい学校図書館づくり」を推進していきます。

市では、国の「※学校図書館図書整備計画」を踏まえ、学校図書館図書標準の達成を目指して、引き続き図書資料の計画的な整備を促進することで、魅力ある蔵書を揃えた学校図書館の充実を図ります。そして、各校の図書資料が効果的に活用されるよう、学校図書館のネットワーク化実現に向けて検討を進めます。

【具体的な取り組み】

① 読書時間の確立と読書指導の充実

子どもたちが自主的に本に親しみ、読書を楽しむ習慣が身につくように「朝の読書タイム」を確立し、読書指導を充実させます。

② 学校関係者の意識高揚

教員が読書活動の持つ意義や効果を共通して認識し、学校教育活動に活かせるように努めます。

③ 家庭や地域と連携して取り組む読書活動の奨励

地域住民との連携・協力により、子どもたちが利用しやすい学校図書館の整備に努めることで、読書活動を奨励します。

④ 学校図書館の機能や設備の整備・充実

コンピュータの整備やインターネットの接続など学校図書館の機能の充実を図るとともに、快適な読書環境の整備に努め、子どもの調べ学習などの活動を支援します。

⑤ 学校図書館の図書資料の整備・充実とネットワーク化の推進

子どもの年齢やニーズに応じた図書の充実や計画的な整備とともに、他校とネットワーク化による図書資料の効果的な活用を図ります。

⑥ 地域連携による住民への開放

学校図書館の親子での利用など、地域連携により開かれた学校図書館を目指します。

⑦ 学校図書館司書の充実とボランティアとの協働の推進

子どもの読書相談に応じることができるよう、学校図書館司書の充実に努めるとともに、ボランティアと協働で利用しやすい学校図書館づくりを進めます。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|-------------------------------|--|--------------|--------------|
| ◆ 読書時間の確立と読書指導の充実 | 朝の読書実施率 *授業開始前などの時間に、日常的に読書を実施している学校の割合 | 97.3% | 100% |
| ◆ 学校図書館の図書資料の整備・充実とネットワーク化の推進 | 学校図書貸出冊数 *学校図書館における年間図書貸出冊数 | 冊 846,788 | 冊 950,000 |



中学生の職場体験（中央図書館）

(1) 図書館の役割

図書館は、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者は子どものための本を選び、専門的な知識を持つ司書に相談することのできる場所です。

また、読み聞かせや読書に関する行事を開催するだけでなく、ボランティアの活動支援や育成、学校図書館へのサポート等、子どもの読書活動を進める取り組みの拠点としての役割を担っています。

【現況と課題】

図書館では、「おはなしのへや」や※ヤングアダルトコーナーなどを設置し、子どもを対象とした読書活動を展開していますが、施設の老朽化や狭隘化が進んでいるため、利用者が安心して利用できる施設の整備とともに、限られた開架スペースを工夫して活用することが求められています。

また、障害者や外国人の児童生徒など特別な支援が欠かせない子どもたちが、本に触れ親しむことのできる読書環境の整備も課題となっています。

一方、図書館サービスとして、個人向けにはインターネットによる図書の予約や受取館の指定、返却ポストの設置やリクエストによる図書購入等、団体向けには※学校貸出、団体貸出、リサイクル本の配布等を行っていますが、図書館ではこうした便利なサービスが、市民に広く知れ渡るように努める必要があります。

さらに、子どもの読書活動を推進する取り組みとして、ボランティアと協働で読み聞かせなどを行うだけでなく、ボランティア育成講座の開催や研修活動への支援など人材の育成を図る必要があります。

【取り組みの基本方針】

図書館では、引き続き図書資料の整備により魅力ある蔵書を揃えるとともに、子どもが読書に親しむことのできる行事の開催や司書による※レファレンスサービスなど、保護者が子どもを連れて来館できる雰囲気づくりやPRに努めます。また、ボランティアと協働で「読み聞かせ講座」をはじめとする子どもの読書に関する講座を充実させ、人材育成を図ります。

さらに、子どもの発達段階に応じた取り組みを行うほか、障害児や外国人児童生徒を含むすべての子どもたちが本に出会う機会を創出するため、民間支援団体やボランティアなどとの連携・協力のもとに読書環境を整備し、図書館サービスのバリアフリー化を進めます。

【具体的な取り組み】

① 児童図書の整備・充実及び調べ学習の支援

子どもの年齢やニーズに応じた児童図書の整備・充実を図るとともに、レファレンスサービスや※パスファインダーの作成等により調べ学習の支援を行います。

② 中高校生向け図書資料の整備や図書館サービスの充実

10代の子どもたちを対象とした図書資料の収集・整備や特設コーナーの設置、情報誌の配布などの図書館サービスを図ります。

③ 発達段階や障害の状態に応じた図書館サービスの展開

図書館を利用する際の介助、郵送貸出、自宅訪問による読み聞かせなど、障害のある子ども一人ひとりの状況に応じた図書館サービスの展開を図ります。

④ 外国人児童生徒向け図書資料の整備や図書館サービスの充実

司文庫を活用した外国語の絵本の読み聞かせや、外国語の教科書や絵本、日本語習得や母国に関する資料等の収集・整備を進め、外国人児童生徒のニーズに応じた図書館サービスの充実を図ります。

⑤ ボランティアとの協働による子どもを対象とした事業の開催

おはなし会や赤ちゃん広場の開催等、ボランティアと協働による事業を積極的に実施します。

⑥ ボランティアの育成と研修の充実

さまざまな場面で活動するボランティアが、読み聞かせの技術の向上や知識を深めるため、育成講座や研修会を開催します。

⑦ 学校図書館との連携の推進

学校での読書活動を推進するために、授業・学習支援センターとの連携を深め、図書資料の迅速な提供など支援体制の充実を図ります。

⑧ 子どもの読書活動に係る職員の育成

児童サービスにまつわる研修の受講や他都市図書館との情報交換などにより、職員のスキルアップを図ります。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|------------------------------|---------------------|---------|---------|
| ◆児童図書の整備・充実及び調べ学習の支援 | 児童図書貸出冊数 | 冊 | 冊 |
| ◆発達段階や障害の状態に応じた図書館サービスの展開 | *図書館における年間の児童図書貸出冊数 | 486,131 | 550,000 |
| ◆外国人児童生徒向け図書資料の整備や図書館サービスの充実 | | | |

(2) 市民館等の役割

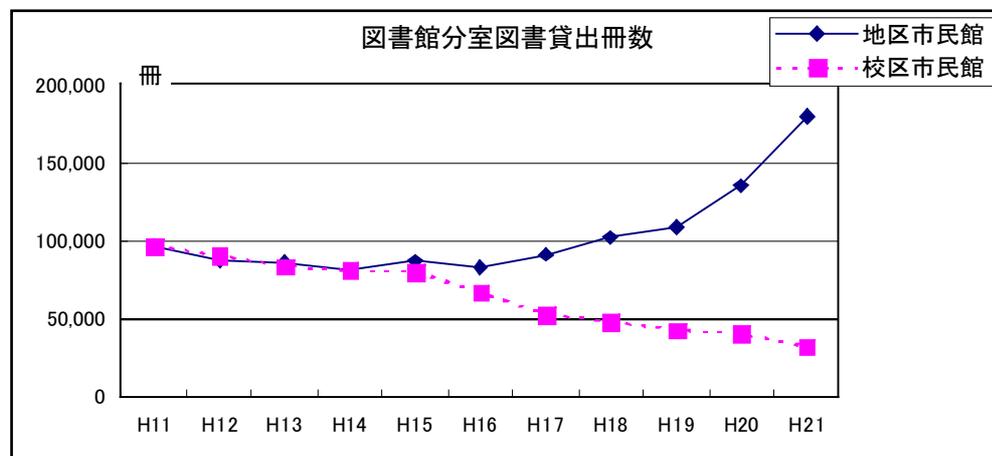
地区市民館や校区市民館等には図書館分室を設置し、図書館の児童図書を中心とした※集配本業務により、魅力ある蔵書の整備に努めています。市民に身近な施設である市民館等は、本市のような広大な市域において、均衡な図書館サービスを提供する役割を担っています。

【現況と課題】

図書館システムとネットワークで結ばれている7か所の拠点的地区市民館やこども未来館では、図書館の図書資料がすべて検索できるため、貸出、返却以外に予約や受取など、図書館と同様のサービスを楽しむことができます。また、ボランティアが図書館と連携して行う「※市民館おはなしのへや」をはじめ、各館が主催する子ども向けの行事が行われています。

しかし、ネットワーク化されていない市民館を利用する子どもは年々減少しており、子どもの読書活動に関する取り組みがあまり行われていないところもあります。

したがって、各市民館の利用状況を十分把握し、それぞれの地域に見合った形での図書の整備や読書活動に関する取り組み方を改めて検討する必要があります。



【取り組みの基本方針】

市民館等では、図書館機能や児童図書の整備・充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進する読み聞かせなどの行事を開催します。

市では、外国人が多く居住する地域の市民館への外国語絵本の※配架など、各地域の利用状況に応じた効果的な整備を進めていきます。また、市民館等で実施する読書活動の状況や課題を的確に把握し、関連する団体と一層の連携が図られるよう情報交換を行うとともに、人材育成の支援を推進します。

【具体的な取り組み】

- ① **読み聞かせなど子どもの読書活動に関する取り組みの充実**
ボランティアの協力による読み聞かせや読書活動に関する講座等の充実を図ります。
- ② **図書館機能や児童図書の整備・充実**
利用状況や地域住民のニーズに応じて図書館機能や児童図書の整備・充実を図ります。
- ③ **図書館サービスに係る職員の研修の充実**
増加する利用者に対応するため、市民館主事等への図書館サービスのマニュアル配付など研修の充実を図ります。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|-------------------------------|---|--------------|--------------|
| ◆図書館機能や児童図書の整備・充実（市民館等） | 児童図書貸出冊数 *こども未来館と市民館等における年間の児童図書貸出冊数 | 冊 118,534 | 冊 140,000 |
| ◆図書館との連携による児童図書の整備・充実（こども未来館） | | | |



「市民館おはなしのへや」での読み聞かせ

(3) こども未来館の役割

こども未来館は、乳幼児とその保護者が自由に絵本にふれることができる子育てプラザ絵本コーナーや本に親しめる体験・発見プラザ図書コーナーが整備されており、子どもを中心として様々な世代の人々がふれあう場と機会を提供し、子どもの健やかな成長及び市民が交流する手段としての役割を担っています。

【現況と課題】

乳幼児とその保護者を対象とする子育てプラザでは、絵本コーナーを常設し、企画コーナーでは読み聞かせや紙芝居等の取り組みを行っています。また、機関紙である「ここにご通信」に子ども向け図書を紹介するコーナーを設けて優良図書をPRしています。さらに、各地域で開設している「ここにごサークル」でも、読み聞かせなどの読書活動を実施しています。

こうした取り組みを継続して行っていくには、研修や他の団体との情報交換により、ボランティア等のスキルアップを図ることが必要です。

【取り組みの基本方針】

こども未来館では、体験・発見プラザ図書コーナーの機能や児童図書の充実を図るとともに、イベント、資料展示、機関紙を利用した優良図書の紹介等、子どもの読書活動に関する取り組みを積極的に推進していきます。

さらに、こうした各種事業について、ボランティアの活動状況や課題を的確に把握し、図書館など関連する部署と一層の連携が強調されるよう情報交換や人材育成を図っていきます。

【具体的な取り組み】

① 読み聞かせなど子どもの読書活動に関する取り組みの充実

ボランティアの協力による読み聞かせや紙芝居、人形劇等を取り入れ、ふれあい、遊びながら楽しめる読書活動の推進を図ります。

② 保護者に対する子どもの読書活動の意義や重要性の啓発

保護者向けの絵本に関する講座の開催、優良図書の紹介等により、読書活動に関する意義を保護者に伝えます。

③ 図書館との連携による児童図書の整備・充実

図書館と連携を深め、図書情報や市民ニーズを十分把握して、児童図書の整備・充実を図ります。

④ 子ども読書活動に係るボランティア等の育成と研修の充実

こども未来館や「ここにごサークル」のボランティア等が、読み聞かせの技術の向上や知識を深めるため、講座や研修会を開催します。

【現況と課題】

「子ども読書の日」(4月23日)は、積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に設けられており、その認識率は平成16年度と比較して31.4ポイント増加しています。今後は具体的な取り組みを幅広く実施し、内容を充実させる必要があります。

また、図書館では季節や時事にあわせたコーナーの設置や中高校生向け情報誌の発行など、魅力ある図書の普及に向けてPRを行っていますが、年齢別による利用者のニーズを把握し、効果的な情報提供を図ることが大切です。

子どもの読書環境を充実させるためには、家庭・地域・学校等と行政が一体となった取り組みが必要であり、それには各々が有する情報を共有化することが求められます。

【取り組みの基本方針】

市では引き続き「子ども読書の日」の市民への周知・普及を図るとともに、「こどもの読書週間」や「秋の読書週間」において子どもの読書活動への関心を高める取り組みを展開します。

また、優良図書の情報や学校、図書館、地域等で読書活動に取り組む人々の状況を把握し、情報の共有化を図るとともに、家庭に向けても魅力ある図書などの情報をホームページで発信していきます。

【具体的な取り組み】

① 子ども読書活動の意義や重要性の普及・啓発

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を活用して、読み聞かせや講座の開催など、その趣旨にふさわしい取り組みを実施します。

② 優れた取組事例の収集・紹介

読書活動に関する他都市の優れた取組事例を収集し、ホームページにより紹介します。

③ 子ども読書活動に関連する団体の情報共有化

学校や市民館等が開催する行事やボランティアに関する情報を収集し、ホームページの活用などにより情報の共有化を図ります。

④ 優良図書、魅力ある図書リスト等の配布

優れた本や話題性のある本など、年齢に応じておすすめの本を紹介する情報誌を学校など通して家庭に配布します。

⑤ ホームページを活用した情報提供

子どもの読書活動に関する様々な情報を、ホームページを活用して提供します。また、インターネットによる図書の予約など図書館の便利な仕組みを活用できるように、子どもが見やすく使いやすいホームページを提供します。

【重点施策】

| 重点施策 | 目標指標 | 現況 | 目標値 |
|-----------------------|--|-------|------|
| ◆子ども読書活動の意義や重要性の普及・啓発 | 「子ども読書の日」における取り組み実施率 *学校や市民館等において、「子ども読書の日」に関連し、その趣旨にふさわしい活動に取り組んでいる施設の割合 | 25.4% | 100% |



ブックカバー作り（子ども読書の日記念行事）

(1) 子どもの読書活動推進体制の整備

【取り組みの基本方針】

本計画を推進するためには、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校と行政が一体となった総合的な取り組みを進めなければなりません。したがって、関係機関や団体等と情報の共有化を図るとともに、それぞれが取り組むべき施策を推進するための体制を整備し、連携強化に努めます。

そして、計画に掲げた施策の進捗状況を把握しながら、効果や課題を検証し、平成27年度までに達成する目標指標と目標値を明確にして、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

【具体的な取り組み】

① 子どもの読書活動推進体制による検証

市の関連する部署で構成する豊橋市子ども読書活動推進幹事会議により、計画実現のため取組状況を把握し、各施策の進捗管理を行います。

② 子どもの読書活動推進ネットワークの形成

保育所・幼稚園、学校、図書館・市民館等、幅広く連携し、定期的に情報交換を行うことで、家庭や地域に対し子どもの読書活動の推進を図ります。

(2) 子どもの発達段階別取り組み

本計画では子どもが成長するに従い、自ら本に親しみ、進んで読書習慣を身につけていけるように、子どもの興味・関心を尊重しながら発達段階に応じた読書活動に関する取り組みを実施していきます。

【子どもの発達段階別取り組み】

出生前

- (出産を控えた夫婦に対する)子ども読書活動の意義や重要性の啓発
【保健所・保健センター、図書館】

誕生

親子の触れ合いと温もり、絵本との出会い

- 「初めての絵本との出会い」事業による親子への読み聞かせや絵本配付
【保健所・保健センター、図書館】
- 絵本や児童図書の充実 【保育所・幼稚園、図書館、こども未来館・市民館等】
- 読み聞かせ等の実施 【保育所・幼稚園、図書館、こども未来館・市民館等】

小学校入学

多くの友人との出会い、さまざまな本との出会い

- 「朝の読書タイム」の実践 【小学校】
- 学校図書館の整備 【小学校】
- 児童図書の充実 【小学校、図書館、こども未来館・市民館等】
- 読み聞かせ等の実施 【小学校、図書館、こども未来館・市民館等】
- 小学生向けの講座や催しの開催 【図書館、こども未来館・市民館等】
- 小学生向け優良図書の紹介や情報誌の発行 【小学校、図書館】
- 調べ学習の支援 【小学校、授業・学習支援センター、図書館】

中学校入学

幅広い分野の良書に親しみ、自ら考え表現する力を育む

- 「朝の読書タイム」の実践 【中学校】
- 学校図書館の整備 【中学校】
- 図書資料の充実 【中学校、図書館、市民館等】
- 職場体験受入れ 【図書館】
- 中学生向けの講座や催しの開催 【図書館】
- 中学生向け優良図書の紹介や情報誌の発行 【中学校、図書館】
- 調べ学習の支援 【中学校、授業・学習支援センター、図書館】

義務教育終了

本との関わりを深め、より専門的な知識や技術を身につける

- 学校図書館の整備 【高等学校】
- 図書資料の充実 【高等学校、図書館】
- 出前講座、職場体験受入れ 【図書館】
- 高校生向けの講座や催しの開催 【図書館】
- 高校生向け優良図書の紹介や情報誌の発行 【高等学校、図書館】

新たな出発

本を生涯学習の友として、新たなステージへのお出立

【目標指標一覧】

| 区分 | 目標指標 | 現況 | 平成27年度 (目標値) |
|-------------|---|-----------|-----------------|
| 家庭 | 乳児への絵本配付率 * 4か月児健康診査時に絵本を配付した乳児の割合 | 100% | 100% |
| 地域 | ボランティアによる子どもの読書活動の実施率 * 市民館等で読み聞かせボランティアによる読書活動を開催している校区の割合 | 80.8% | 100% |
| 保育所・幼稚園 | 読み聞かせ実施率 * 日常的に読み聞かせや紙芝居などを実施している園の割合 | 96.1% | 100% |
| 小学校・中学校 | 朝の読書実施率 * 授業開始前などの時間に、日常的に読書を実施している学校の割合 | 97.3% | 100% |
| | 学校図書貸出冊数 * 学校図書館における年間図書貸出冊数 | 846,788 冊 | 950,000 冊 |
| 図書館 | 児童図書貸出冊数 * 図書館における年間の児童図書貸出冊数 | 486,131 冊 | 550,000 冊 |
| 市民館・こども未来館等 | 児童図書貸出冊数 * こども未来館と市民館等における年間の児童図書貸出冊数 | 118,534 冊 | 140,000 冊 |
| 理解・関心の普及 | 「子ども読書の日」における取り組み実施率 * 学校や市民館等において、「子ども読書の日」に関連し、その趣旨にふさわしい活動に取り組んでいる施設の割合 | 25.4% | 100% |

資料編

【資料 1】用語説明

* 朝の読書タイム

児童生徒の読書活動の活性化を図るために、学校が読書に親しむ時間を確保すること。特に始業前の時間を充てている学校が多い。

* 学校貸出

豊橋市内の学校において、調べ学習などに必要な本を1か月300冊まで図書館から貸出を受けられる仕組みのこと。

* 学校図書館司書

学校図書館に関する諸事務の処理を行うために、学校司書や読書指導員などの呼称で配置される職員のこと。

* 学校図書館図書標準

文部科学省が学級数に応じて必要な標準蔵書冊数を示した学校図書館の整備を図る際の目標のこと。

* 家庭教育手帳

一人ひとりの親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするため、文部科学省が親向けに作成した子育てのヒント集のこと。乳幼児編、小学生（低学年～中学年）編、小学生（高学年）～中学生編の3種類がある。

* 拠点的地区市民館

豊橋市において地域の拠点として位置づけられた地区市民館のこと。平成22年度現在、図書館システムがネットワーク化されているのは、石巻・二川・南稜・北部・南部・青陵・牟呂地区市民館の7か所であり、そこでは図書館の蔵書検索、貸出、返却、予約本の受取などが可能である。

* 子ども読書の日、こどもの読書週間

「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める日のこと。4月23日を「子ども読書の日」と定め、5月12日までを「こどもの読書週間」としている。

* 授業・学習支援センター

豊橋市で子どもの調べ学習や知る喜び、学ぶ楽しさを伝える教師の授業づくりを支援する機能のこと。学校の要請に基づき、図書資料の選書、学校図書館への提供及び必要に応じて指導・助言を行う。平成18年度に開始した豊橋市学校図書館支援センターが、平成21年度より授業・学習支援センターとして活動している。

* 司書教諭

教諭であることを前提とした、学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと。学校図書館法第5条に「学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と規定されている。

* 市民館おはなしのへや

豊橋市中央図書館読み聞かせボランティアの会により地区市民館等を巡回し、地域の子ども

たちを対象に絵本や紙芝居などの読み聞かせや手遊びを行う事業のこと。

* 集配本業務

豊橋市図書館の配本センターで仕分けされた図書資料を、図書館分室へ定期的に配送し交換を行う業務のこと。

* 学校図書館図書整備計画

文部科学省が小・中学校の図書館の図書を計画的に整備していくために定めた計画であり、平成19年度から始めた5か年計画のこと。

* 団体貸出

豊橋市内の各種団体が5人以上であらかじめ登録すれば、団体での活動に必要な本を1か月100冊まで図書館から貸出を受けることができる仕組みのこと。

* 配架

図書館資料を、請求記号などの所定の順序に基づいて、書架上に並べること。

* 初めての絵本との出会い事業

豊橋市で4か月児健康診査時に訪れた保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡しているブックスタートのこと。

* パスファインダー

特定のテーマに関する資料や情報を収集する際に、図書館が提供できる関連資料の検索法を一覧できるリーフレットのこと。

* ヤングアダルト

主に10代の人々を児童と成人の中間に位置する利用者層のこと。図書館等で呼称するときに使う言葉である。

* 読み聞かせ

絵本や紙芝居などを読んで聞かせること。親が子に、図書館職員や教師が子どもの1人、または小グループに対して行う。

* リサイクル本の配布

豊橋市図書館で行っている除籍となった図書資料の公共施設等に対する配布のこと。

* レファレンスサービス

図書館利用者が、調査・研究等に必要な資料および情報を求めたとき、図書資料の検索を援助し、資料を提供し、または回答を与えること。参考業務ともいう。

【資料2】子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めることにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【資料3】 第一次計画の総括

基本方針 1

家庭・地域における子どもの読書活動の推進

【取組内容及びその成果】

- ・親子で本に親しむきっかけづくりとしてボランティアと協働による「初めての絵本との出会い事業」を実施
- ・図書館では、広報とよはしやリーフレットの配布による「家庭読書の日」を啓発
- ・市民館を拠点として、ボランティアによる読書活動の拡大 (H16 0% →H21 80.8%)
- ・こども未来館では「ここにこサークル」による絵本の読み聞かせを実施 (H21 360回)

<目標指標推移>

□乳児への絵本配付率（4か月児健康診査時に絵本を配付した乳児の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-----|------|------|------|------|------|--------|
| 割合 | 0% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

□絵本の読み聞かせグループ活動率（校区）

（市民館等で読み聞かせボランティアによる読書活動を開催している校区の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 50% | 50% | 55.8% | 71.2% | 82.7% | 80.8% | 100% |

基本方針 2

保育所・幼稚園、学校における子どもの読書活動の推進

【取組内容及びその成果】

- ・保育所・幼稚園では、日常的な絵本の読み聞かせを実施 (H16 83.6% →H21 96.1%)
- ・図書館が開催する保育士や幼稚園教諭を対象とした読み聞かせ講座を受講 (H21 21人)
- ・学校では、「朝の読書タイム」の導入により学校での読書時間を確保 (小学校 H16 84.0% →H21 100%、中学校 H16 82.6% →H21 95.5%)
- ・学校図書館では、学校図書館司書やボランティアによる読書活動の拡大 (H16 62.2% →H21 95.9%)
- ・授業・学習支援センターと学校の連携による図書を活用した調べ学習の推進

<目標指標推移>

□保育所・幼稚園での読み聞かせ実施率（読み聞かせや紙芝居等を毎日実施している園の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 83.6% | 84.9% | 88.3% | 89.3% | 90.9% | 96.1% | 100% |

□園児 1 人当たり蔵書冊数

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 冊数 | 9.4 冊人 | 9.5 冊人 | 9.7 冊人 | 9.8 冊人 | 9.8 冊人 | 9.9 冊人 | 10.3 冊人以上 |

□朝の読書実施率（小学校）（日常的に朝の読書を実施している学校の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 割合 | 84.0% | 86.5% | 92.3% | 94.2% | 96.2% | 100% | 100% |

□朝の読書実施率（中学校）（日常的に朝の読書を実施している学校の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 82.6% | 90.9% | 90.9% | 90.9% | 95.5% | 95.5% | 100% |

□学校図書館図書整備率（小学校）（国の基準と比較した学校図書館の蔵書整備率）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 80.9% | 72.8% | 73.2% | 75.5% | 76.4% | 78.6% | 100% |

□学校図書館図書整備率（中学校）（国の基準と比較した学校図書館の蔵書整備率）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 割合 | 91.0% | 91.9% | 94.8% | 98.5% | 101.9% | 102.8% | 100% |

□学校図書館環境整備率（空調機器・コンピュータ）

（空調機器・コンピュータが設置されている学校図書館の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 4.7% | 52.0% | 52.0% | 52.0% | 52.0% | 52.0% | 100% |

□学校図書館人的配置率（小学校：ボランティア、中学校：学校図書館司書）

（学校図書館司書の配置された中学校とボランティアの導入がされている小学校の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 62.2% | 73.0% | 94.6% | 95.9% | 94.6% | 95.9% | 100% |

基本方針 3

図書館・市民館等における子どもの読書活動の推進

【取組内容及びその成果】

- ・図書館では、ボランティアとの協働によるおはなし会等、子どもを対象とした催しを開催（H21 306 回）
- ・図書館では、読み聞かせボランティアや赤ちゃん絵本ボランティア育成講座を開催（H21 44 名受講）
- ・図書館では、市民館等への児童図書を重点的に整備
- ・図書館や拠点的地区市民館では、インターネット予約の開始や図書館システムのネットワーク化により市民の利便性が向上（児童 1 人当たりの児童図書貸出冊数 図書館 H16 5.5 冊／人 → H21 6.6 冊／人、市民館等 H16 2.1 冊／人 → H21 2.6 冊／人）

- ・市民館等では、ボランティアによるおはなし会を開催（H21 138回）
- ・こども未来館では、絵本コーナーの充実やチラシによる優良図書を紹介
- ・こども未来館では、ボランティア等による定期的な絵本の読み聞かせや紙芝居を実施（H21 61回）

<目標指標推移>

□図書館における児童1人当たり児童図書蔵書冊数

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 冊数 | 3.2 冊人 | 3.4 冊人 | 3.4 冊人 | 3.3 冊人 | 3.3 冊人 | 3.3 冊人 | 3.5 冊人以上 |

□図書館における児童1人当たり児童図書貸出冊数（年間）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 冊数 | 5.5 冊人 | 5.5 冊人 | 5.9 冊人 | 6.0 冊人 | 6.4 冊人 | 6.6 冊人 | 6.0 冊人以上 |

□市民館等における児童1人当たり児童図書蔵書冊数

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 冊数 | 1.5 冊人 | 1.5 冊人 | 1.5 冊人 | 1.7 冊人 | 1.8 冊人 | 1.9 冊人 | 2.0 冊人以上 |

□市民館等における児童1人当たり児童図書貸出冊数（年間）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 冊数 | 2.1 冊人 | 1.8 冊人 | 1.9 冊人 | 1.8 冊人 | 2.2 冊人 | 2.6 冊人 | 3.0 冊人以上 |

基本方針4

子どもの読書活動に関する理解・関心の普及

【取組内容及びその成果】

- ・図書館では、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を記念したイベントを開催（「子ども読書の日」認識率 H16 46.5% →H21 77.9%）
- ・図書館では、小学校の低・高学年向け情報誌により子どもたちに魅力ある図書を紹介（年4回発行）
- ・こども未来館では、4か月児健康診査の際に子育てプラザ絵本コーナーを紹介するチラシの配付や絵本の展示を実施
- ・こども未来館では、機関紙「ここにこ通信」で優良図書を紹介

<目標指標推移>

□「子ども読書の日」認識率（学校や市民館等、「子ども読書の日」を認識している施設の割合）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 目標 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 割合 | 46.5% | 46.5% | 73.6% | 77.1% | 74.6% | 77.9% | 100% |

【取組内容及びその成果】

- ・学校では、学校図書館について授業・学習支援センターを中心とした人・物・情報のネットワークを形成
- ・図書館では、授業・学習支援センターやボランティアと情報交換により子どもの読書活動を効果的に推進
- ・図書館では、様々な組織や団体においてそれぞれの役割に応じた子どもの読書活動をサポートする人材の育成を支援

【資料4】子どもの読書活動に関するアンケート結果の概要

1 調査の概要について

◆市民を対象としたアンケート

○アンケート内容…家庭・学校図書館・図書館等での読書の現状

○実施時期…平成22年6月～7月

(1) 小学生

ア アンケート対象…小学校52校の3年生～6年生

イ 実施方法…図書館から全小学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級のクラス全員を対象に実施

ウ 回収結果…1,554人（回収率100%）

(2) 中学生

ア アンケート対象…中学校22校の1年生～3年生

イ 実施方法…図書館から市立中学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級のクラス全員を対象に実施

ウ 回収結果…694人（回収率100%）

(3) 高校生

ア アンケート対象…高等学校11校の1年生～3年生

イ 実施方法…図書館から全高等学校に依頼し、原則、司書教諭か図書館主任の担任学級のクラス全員を対象に実施

ウ 回収結果…442人（回収率100%）

(4) 保護者

ア アンケート対象…(1) (2)の小中学校の児童生徒の保護者

イ 実施方法…(1) (2)の小中学校の児童生徒を通して保護者に依頼

ウ 回収結果…2,095人（回収率93.2%）

◆主に教育機関を対象としたアンケート

○アンケート内容…各機関、施設における読書活動の状況

○実施時期…平成22年7月～8月

○実施方法…郵送又はFAX

(1) 小学校

アンケート対象…小学校52校（回収率100%）

(2) 中学校

アンケート対象…中学校23校（私立を含む）（回収率100%）

(3) 高等学校

アンケート対象…高等学校11校（私立を含む）（回収率100%）

- (4) 保育所・幼稚園
アンケート対象…幼稚園 28 保育所 57 合計 85 か所 (回収率 72.9%)
- (5) 児童クラブ
アンケート対象…児童クラブ 55 か所 (回収率 70.9%)
- (6) 市民館等
アンケート対象…地区・校区市民館等、図書館分室 75 か所 (回収率 100%)
- (7) 福祉施設
アンケート対象…児童福祉施設 8 か所 (回収率 100%)

2 豊橋市の子ども読書活動の現状について

全国的な読書調査は、毎年6月に実施されている読書世論調査と学校読書調査があり、これらの調査は、小学生から高校生までの読書量や1か月間に1冊も本を読まなかった割合(不読率)等の、全国的な読書傾向がわかるものです。

豊橋市での全市的な読書調査は、今回が2回目であり、前回は平成16年6月に小学1年生から中学3年生まで、平成16年9月に高校生についての読書状況を調査しました。今回は平成22年6月に小学1年生から中学3年生まで、平成22年7月に高校生についての読書状況を調査しました。

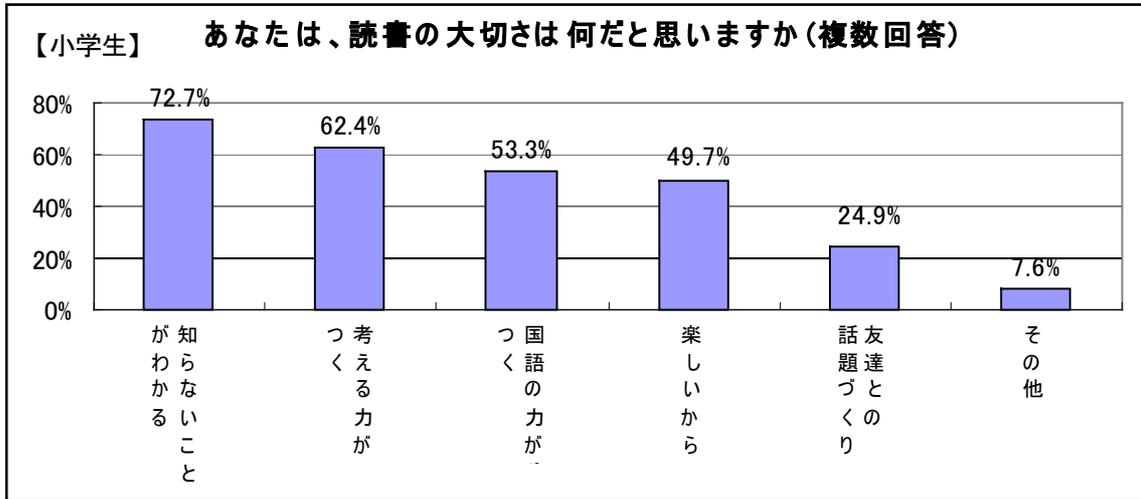
| 項目 | 区分 | 豊橋市 | 全国平均 |
|------------------------|-----|-------|-------|
| 1か月の読書量 | 小学生 | 6.6冊 | 8.6冊 |
| | 中学生 | 3.2冊 | 3.7冊 |
| | 高校生 | 2.1冊 | 1.7冊 |
| 不読率(1か月間1冊も本を読まなかった割合) | 小学生 | 6.6% | 5.4% |
| | 中学生 | 11.5% | 13.2% |
| | 高校生 | 39.9% | 47.0% |

「子どもの読書活動に関するアンケート」(平成22年6月豊橋市)
「第55回学校読書調査」(平成21年6月全国学校図書館協議会)

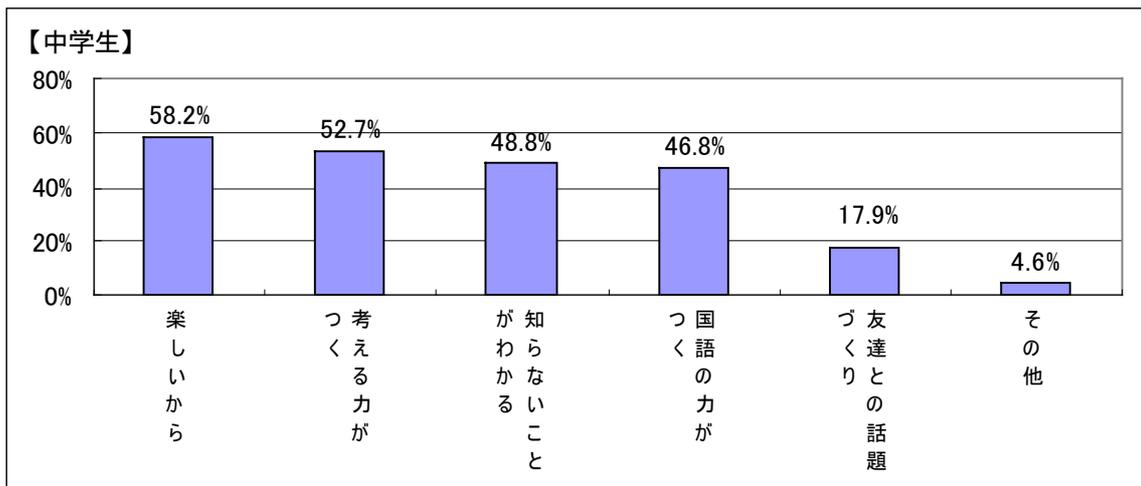
3 児童生徒のアンケート結果

(1) 読書状況について

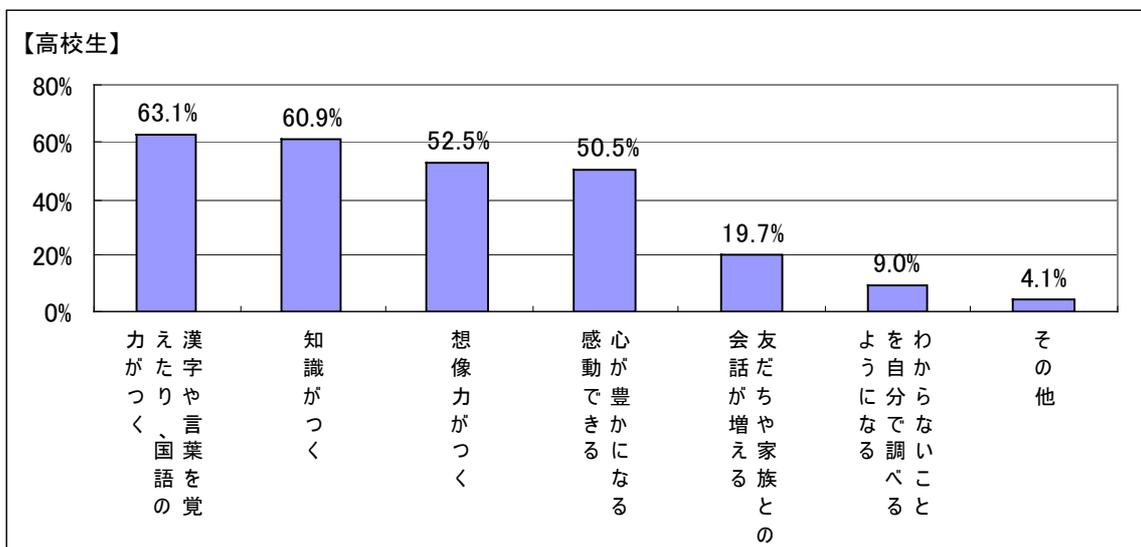
ア 読書の大切さについて



n=1,554

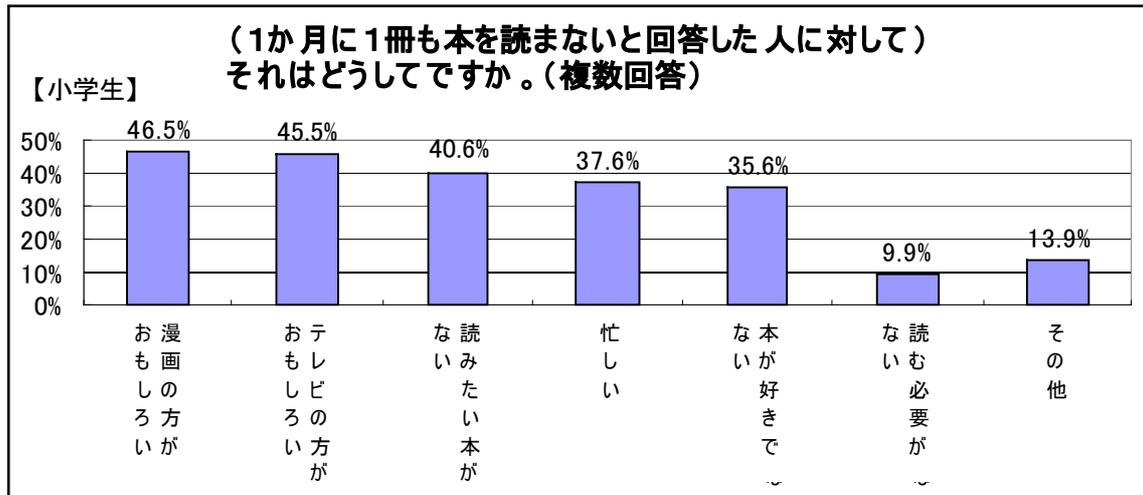


n=694

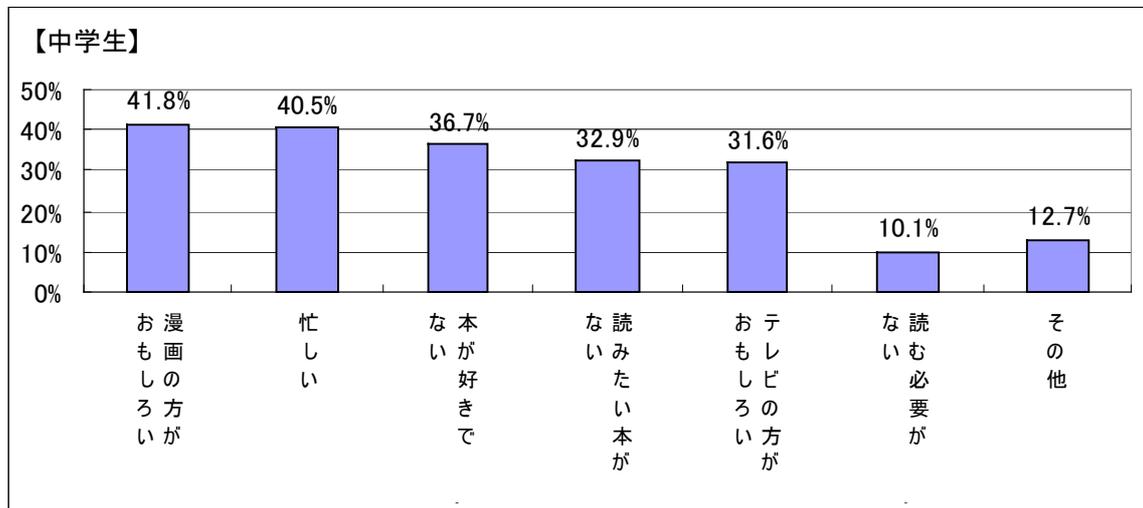


n=442

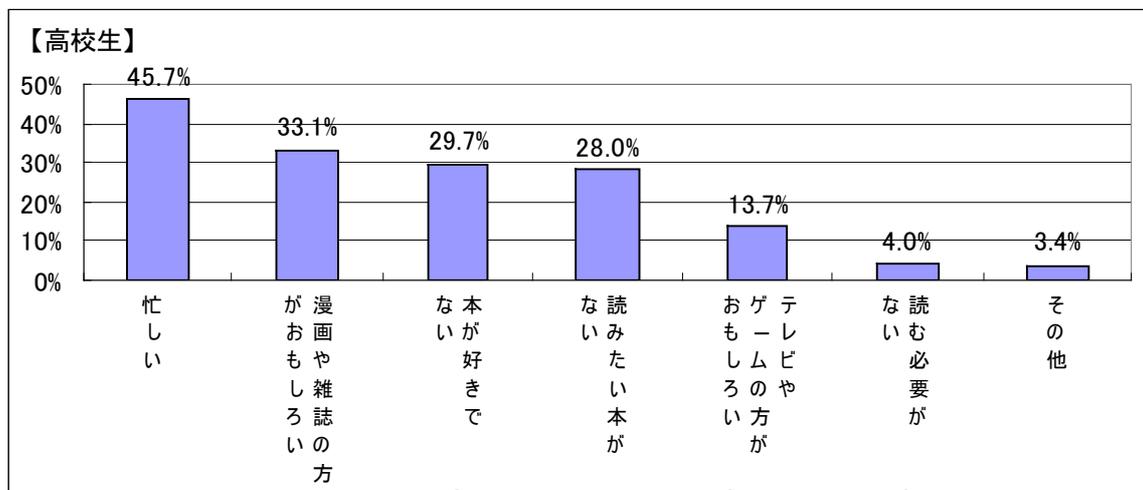
イ 本を読まない理由について



n=101

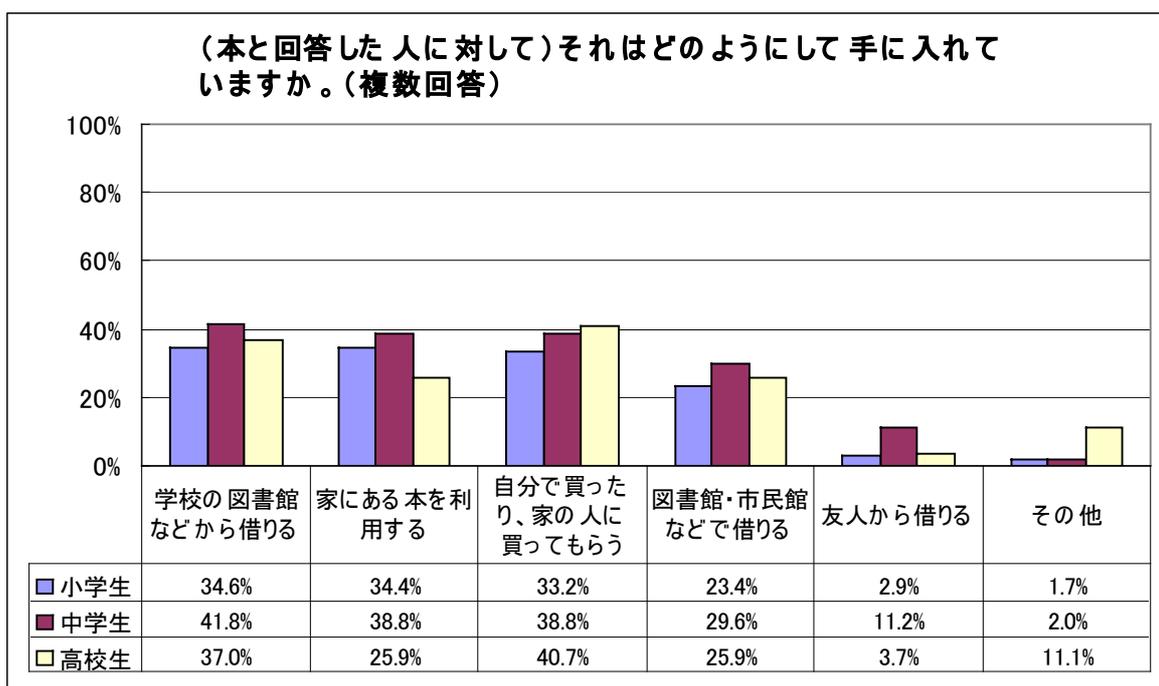
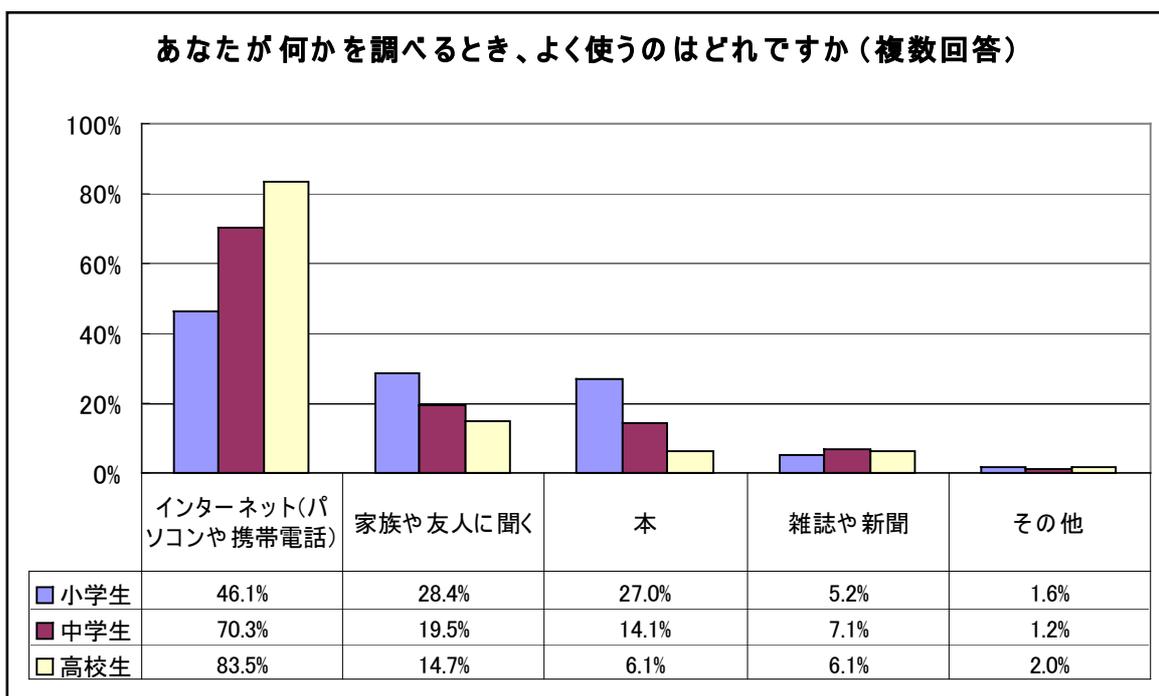


n=79



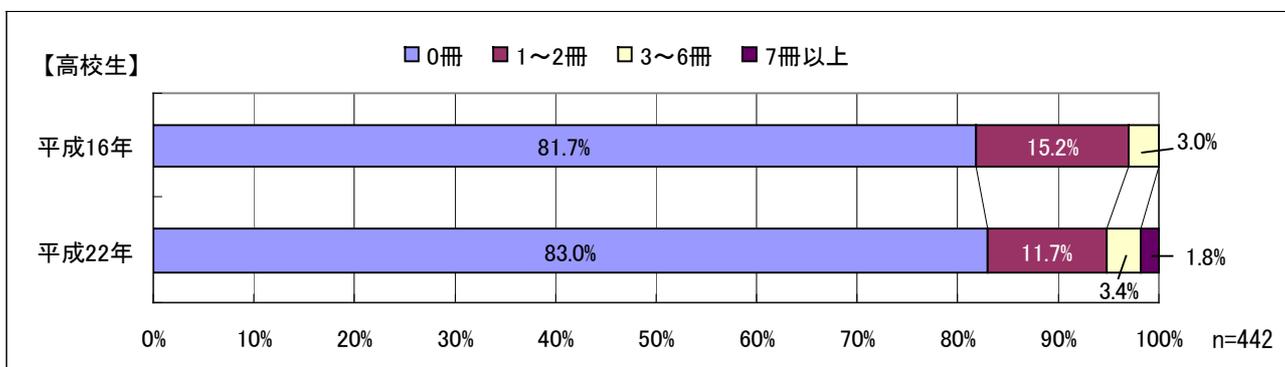
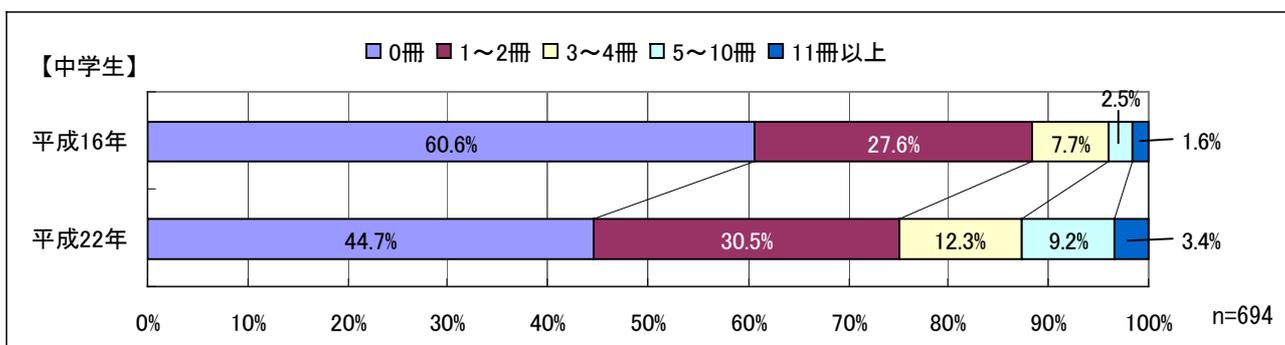
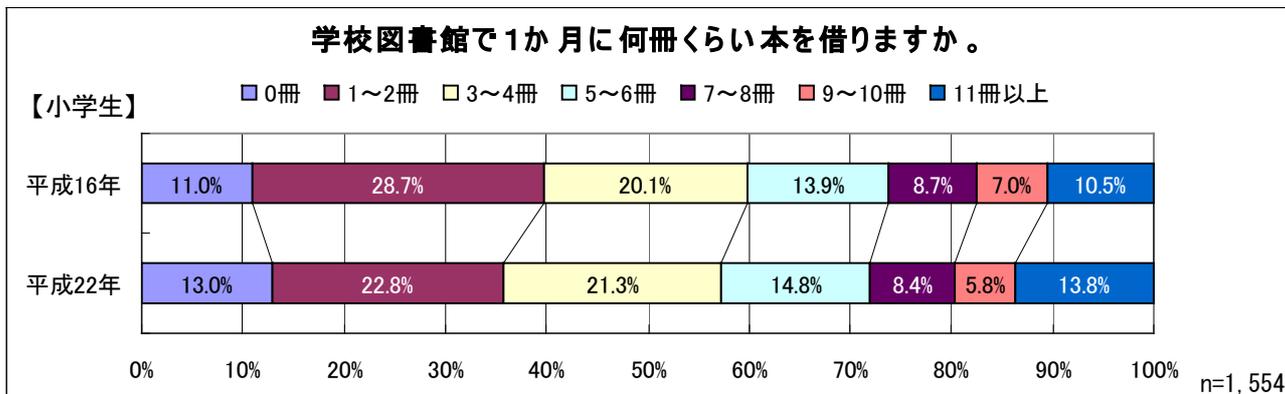
n=175

ウ 読書の活用について

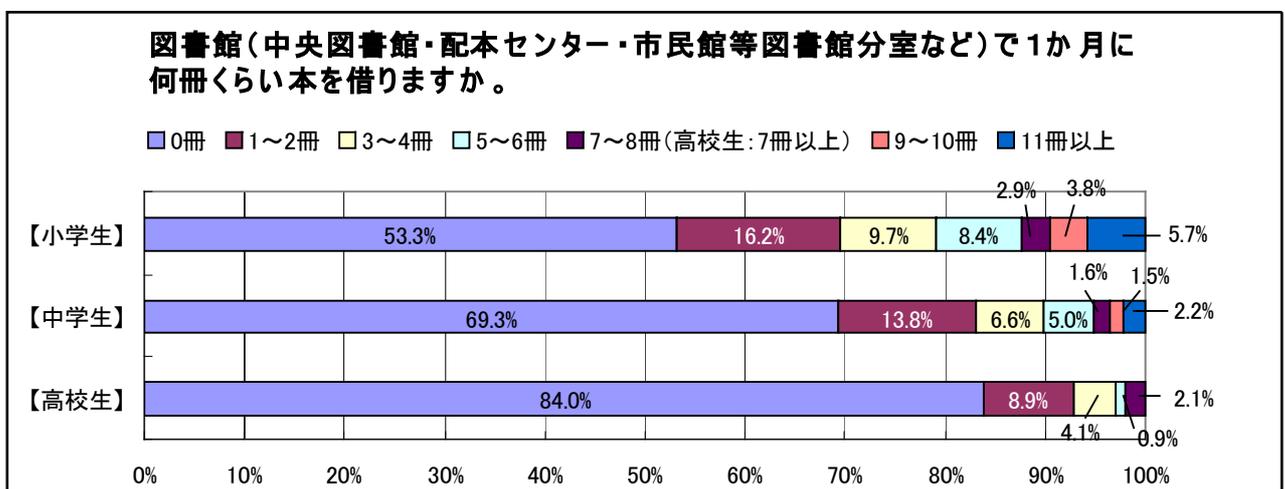


(2) 図書館等の利用について

ア 学校図書館について



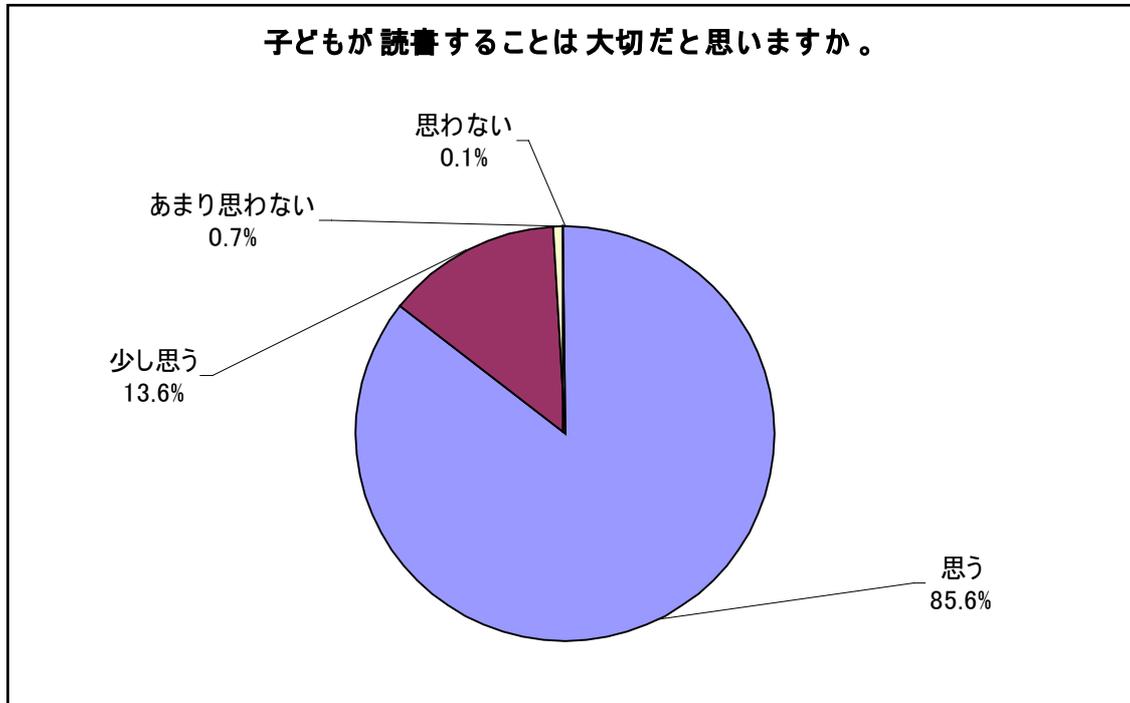
イ 図書館や市民館等について



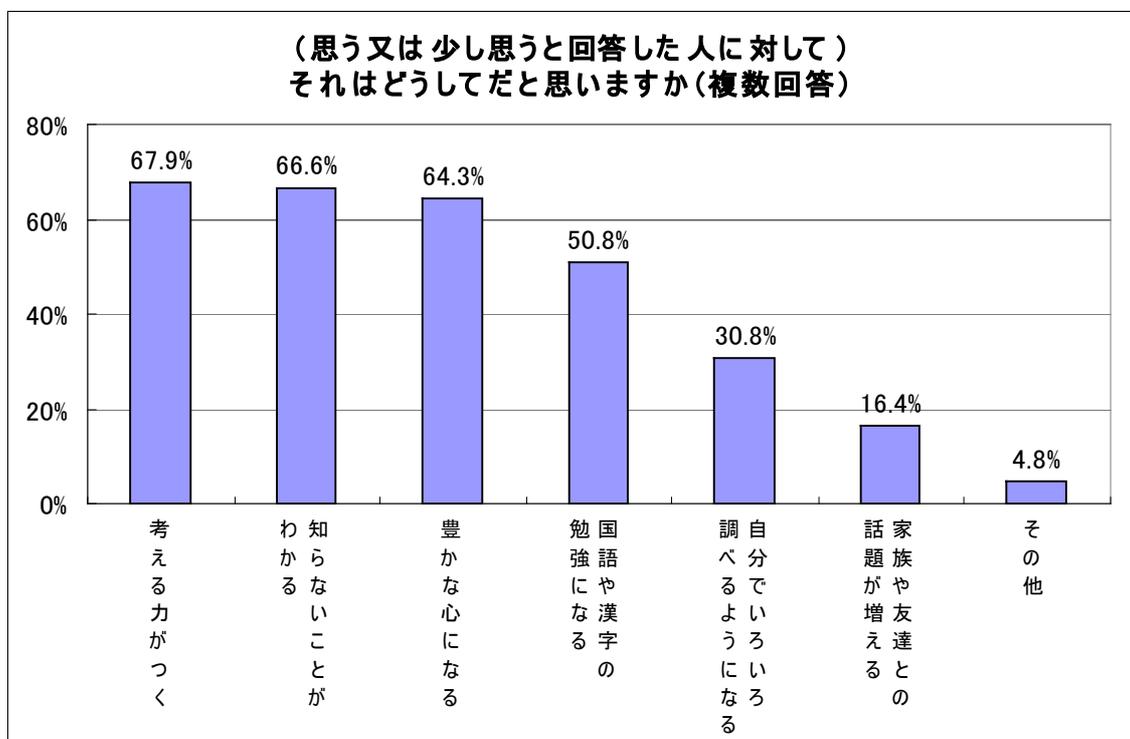
4 保護者（小中学校の児童生徒）のアンケート結果

(1) 子供の読書状況について

ア 読書の大切さについて

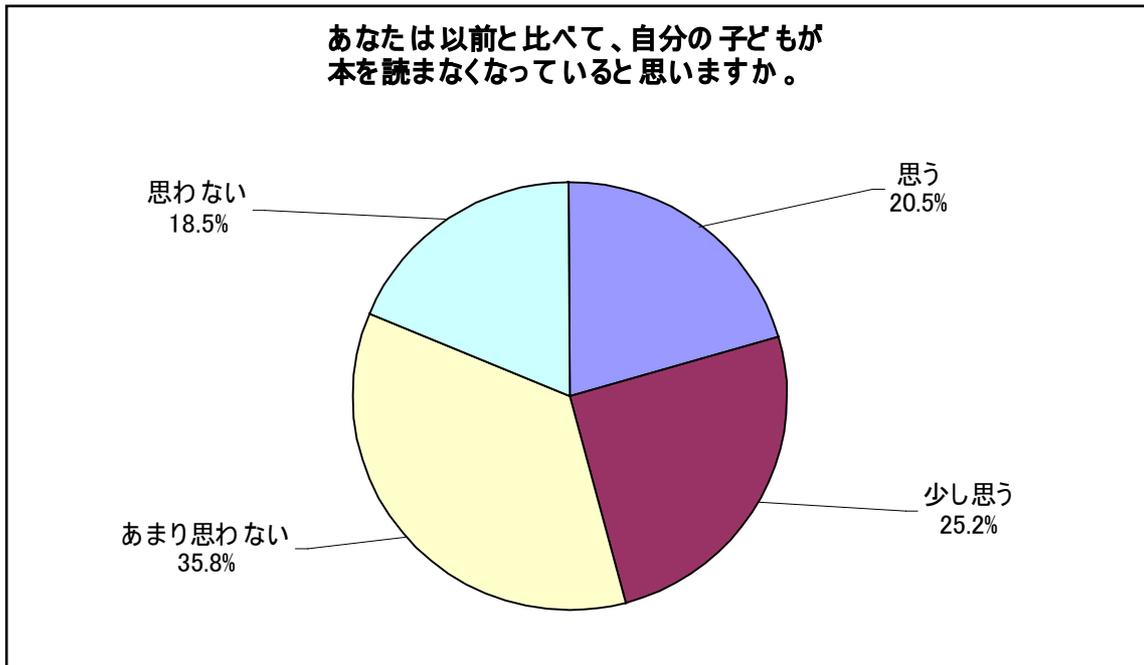


n=2,062

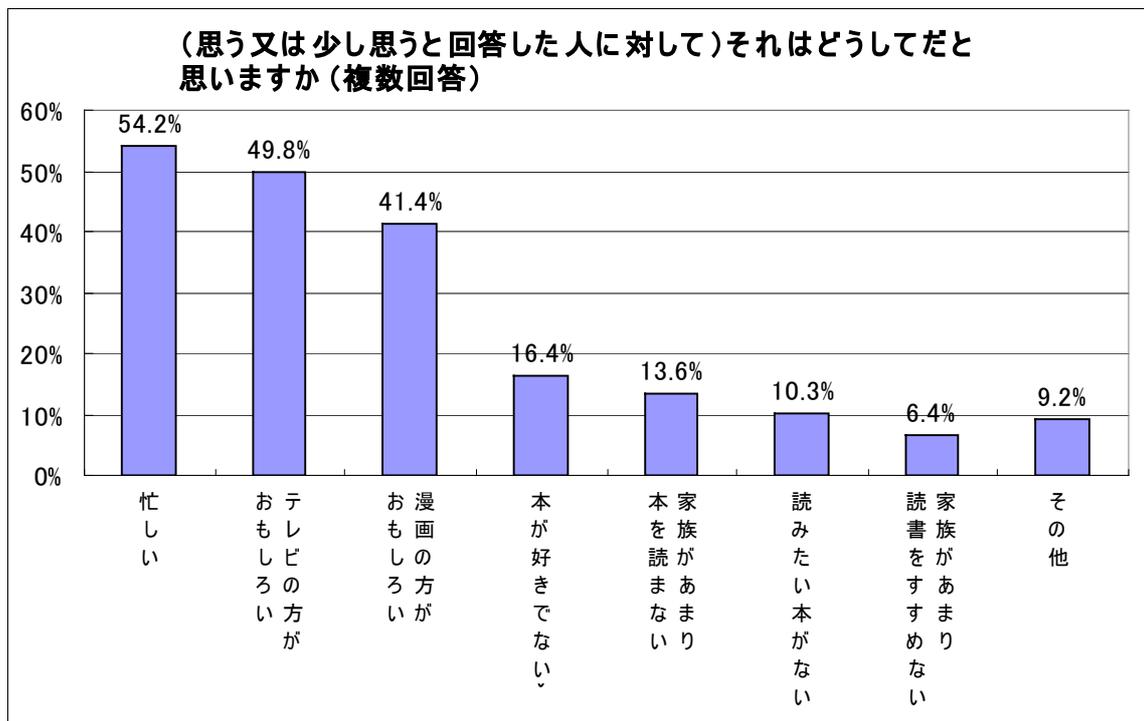


n=2,045

イ 子どもの読書状況について

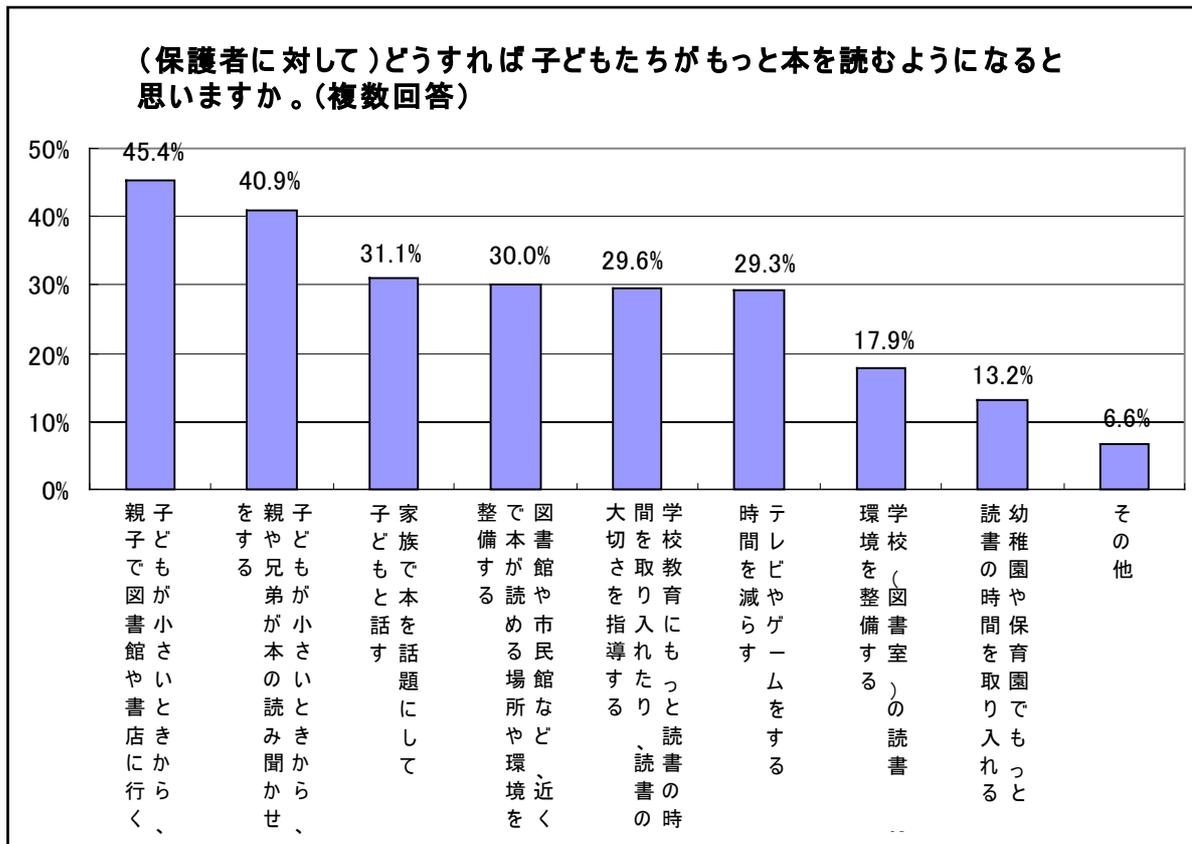


n=2,004



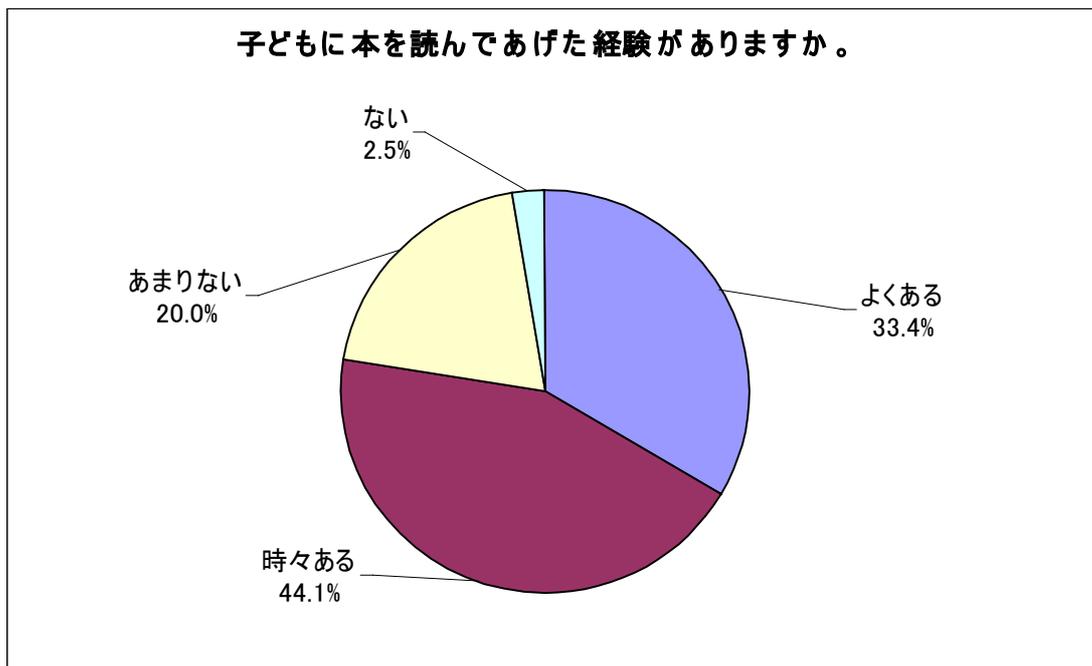
n=956

ウ 本を読まない理由について



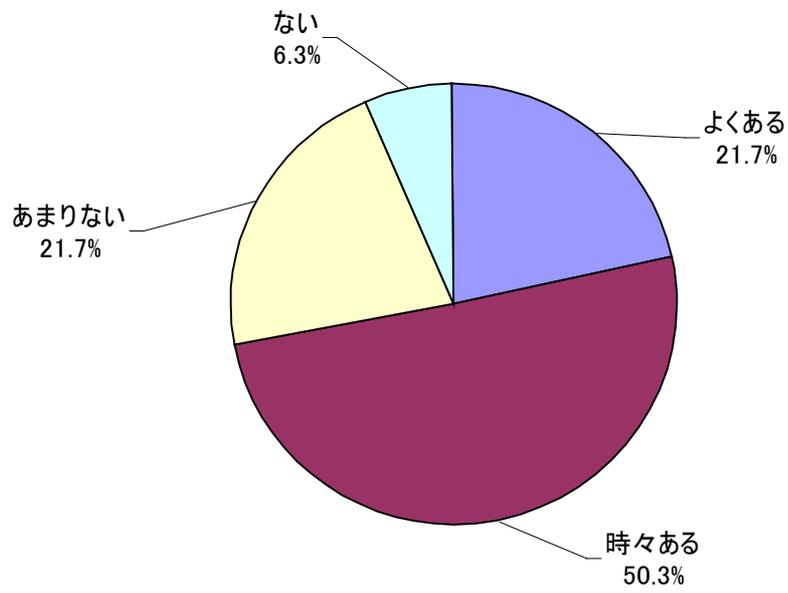
n=2,095

(2) 家庭の読書環境について



n=2,084

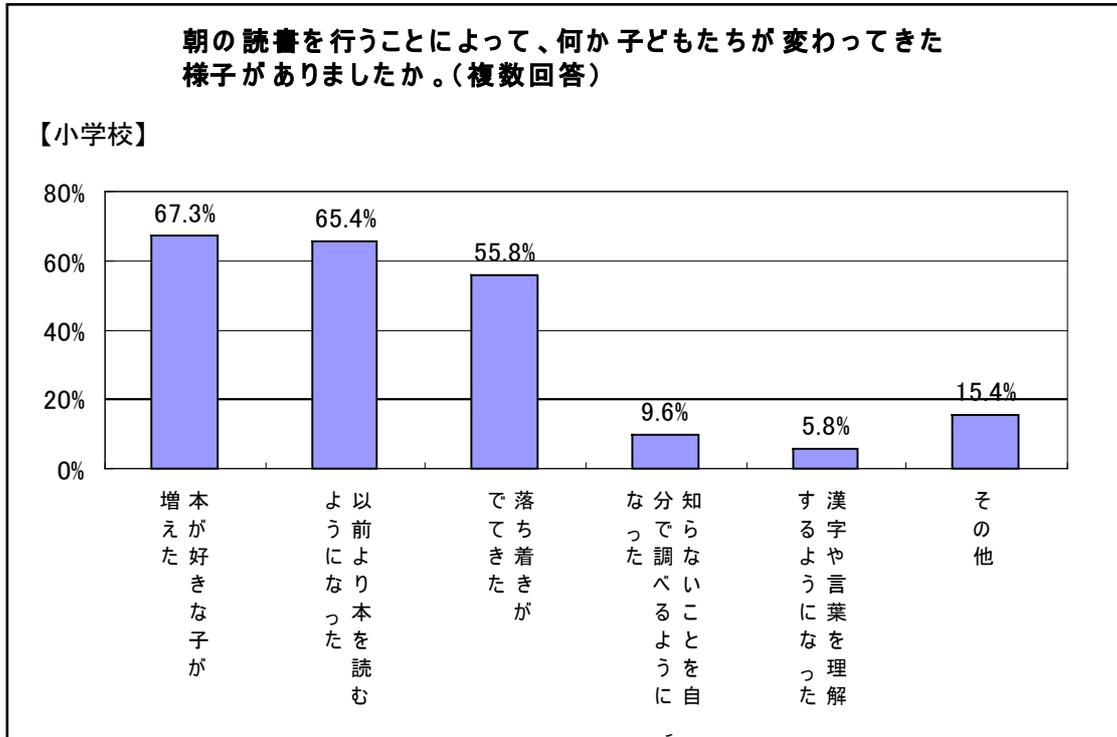
子どもと一緒に本が読める場所に行ったことがありますか。



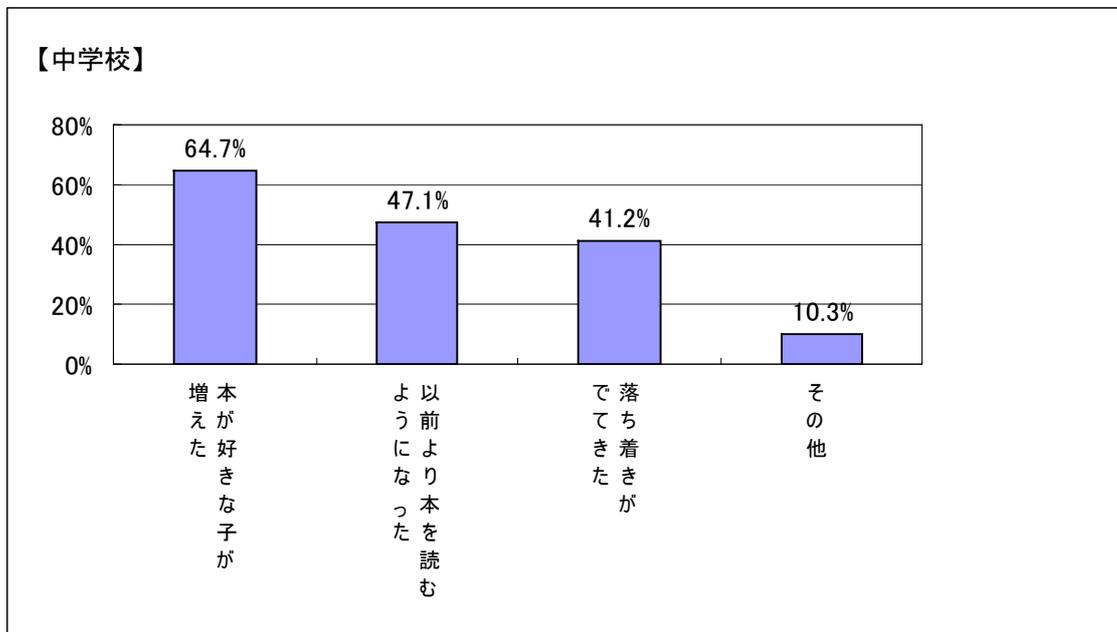
n=2,085

5 教育機関等のアンケート結果

(1) 小・中学校



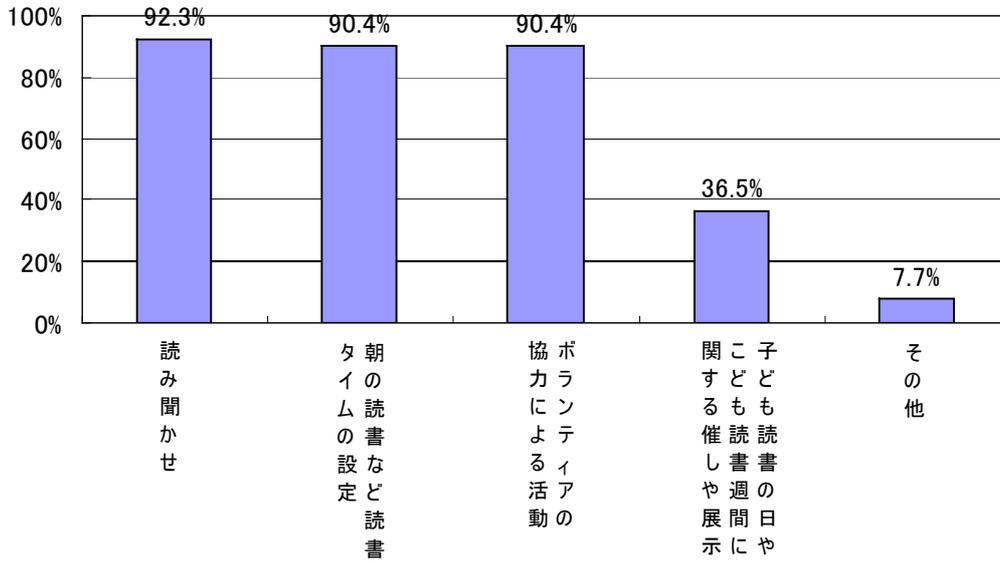
n=52



n=17

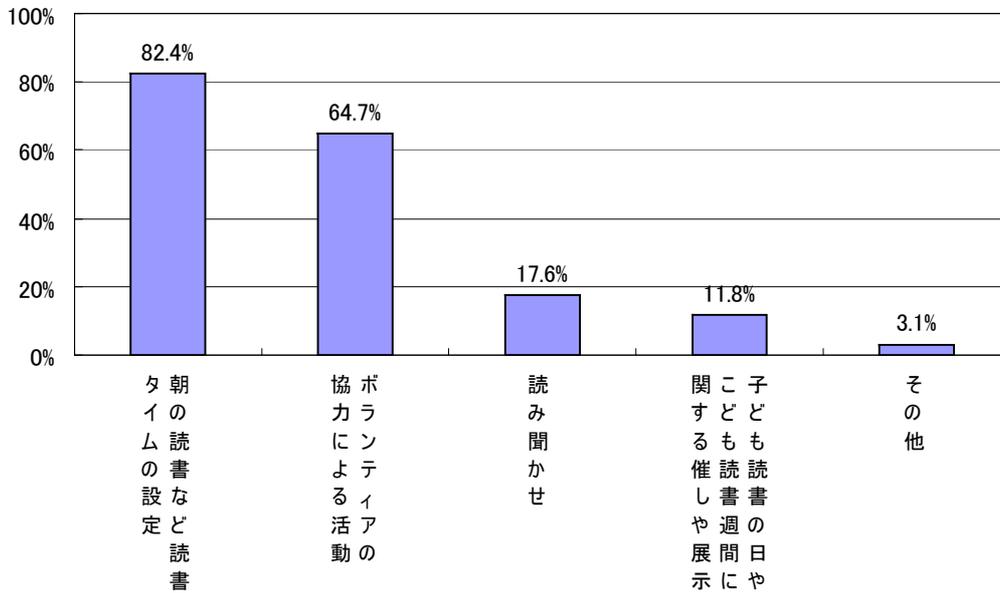
子どもの読書活動に関して行っている取り組みは何ですか。
(複数回答)

【小学校】



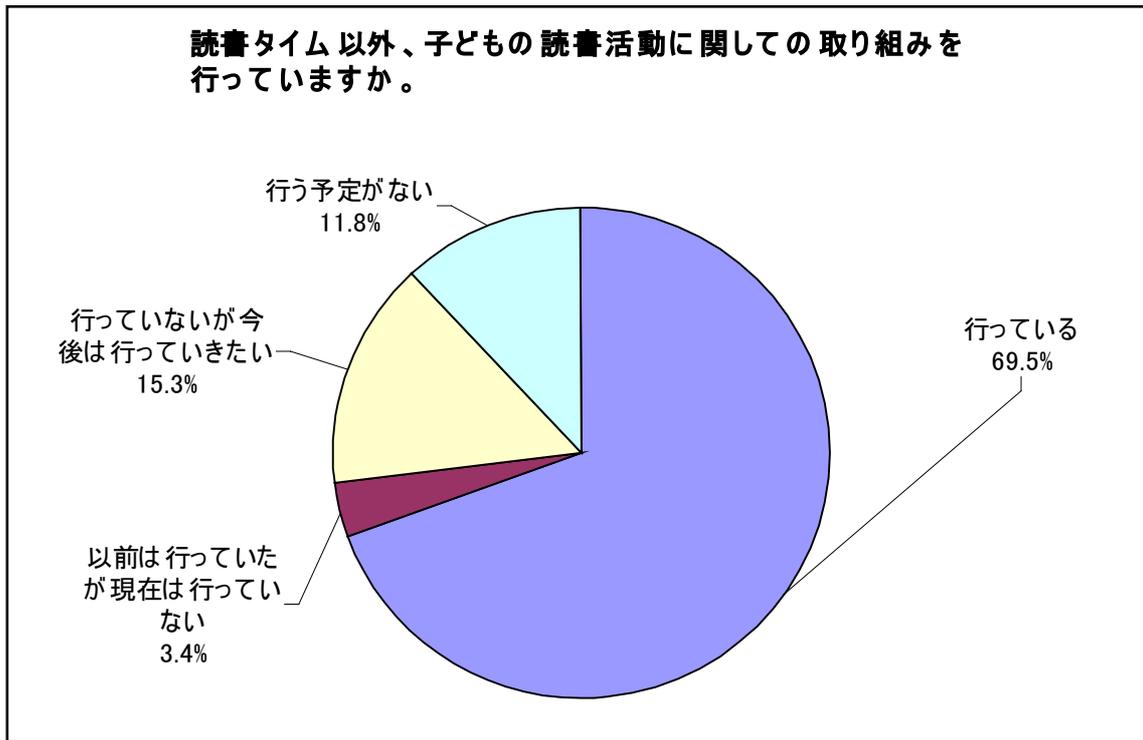
n=52

【中学校】

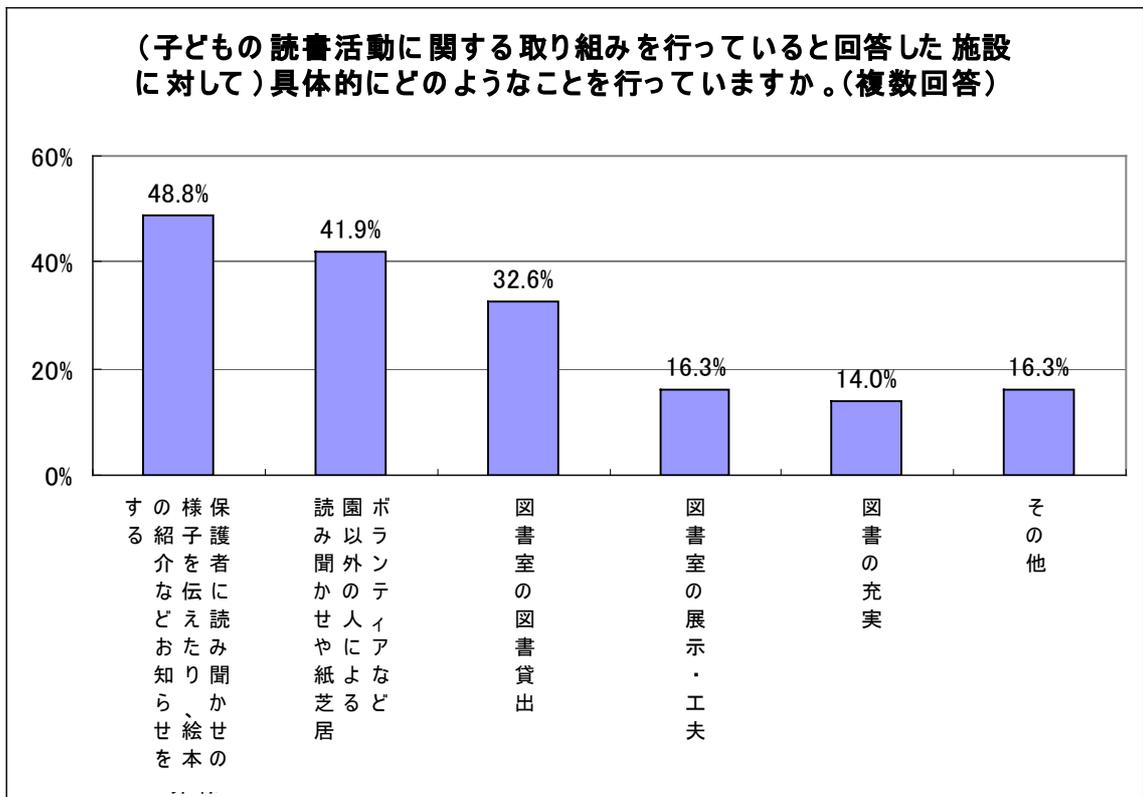


n=17

(2) 保育所・幼稚園

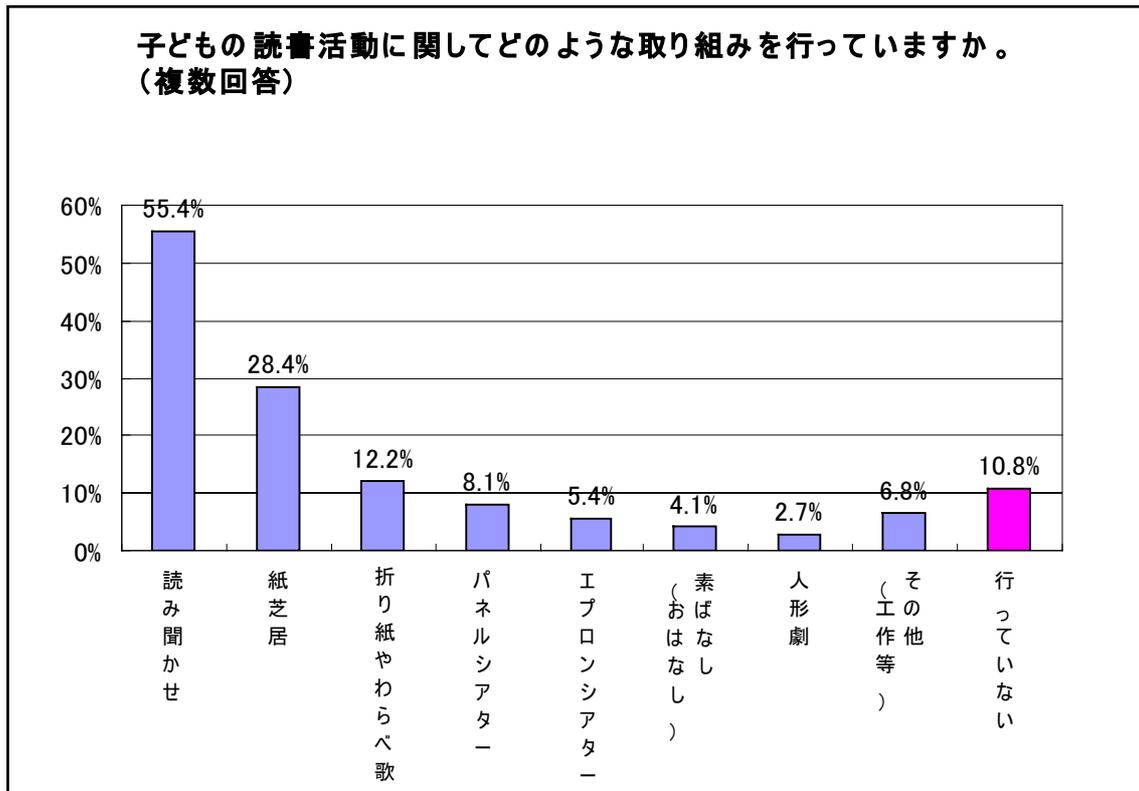


n=59



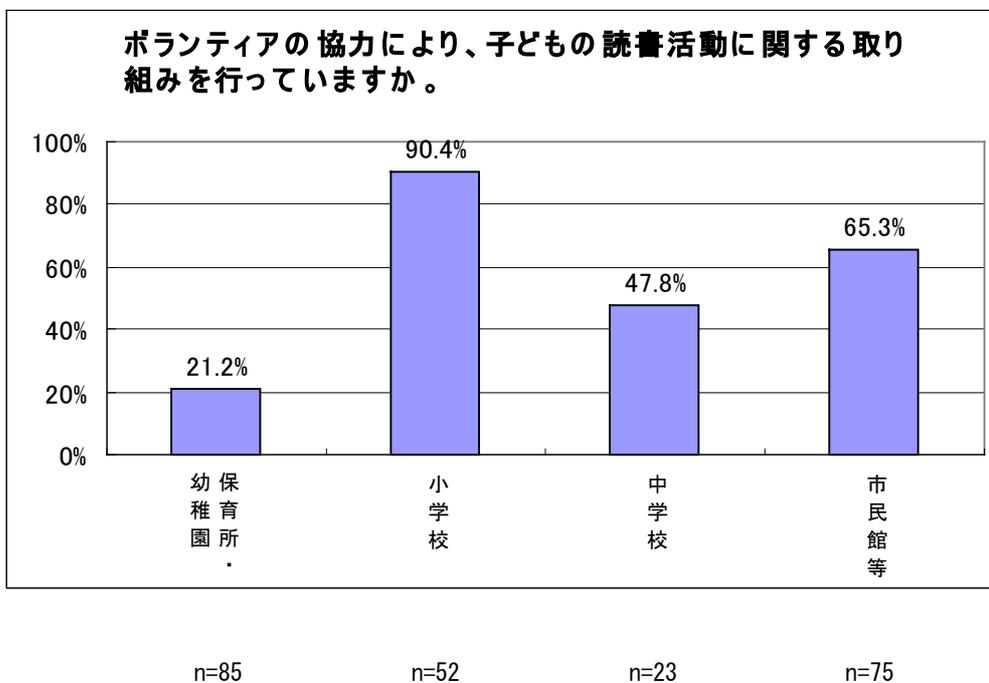
n=41

(3) 市民館等



n=75

(4) 全般



【資料5】豊橋市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、豊橋市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、豊橋市子ども読書活動推進計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定会議は、会長が、必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定会議の構成員以外のものを会議に出席させ、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(作業部会)

第5条 計画原案の作成及び調査研究を行うため、策定会議に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、関係課職員をもって構成する。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、教育部図書館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が策定会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表1(第3条関係)

| 役 職 | 職 名 |
|-----|-------------|
| 会 長 | 教育部長 |
| 副会長 | 福祉部長兼福祉事務所長 |
| 委 員 | 教育部次長 |
| 委 員 | 教育部 総務課長 |
| 委 員 | 教育部 学校教育課長 |
| 委 員 | 教育部 社会教育課長 |
| 委 員 | 教育部 図書館長 |
| 委 員 | 福祉部 福祉政策課長 |
| 委 員 | 福祉部 保育課長 |

【資料6】豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、豊橋市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、当該推進計画の対象となる子どもの意見を第二次計画に反映するため、豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議(以下「子ども会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども読書活動の推進に関し、幅広い意見交換を行う。
- (2) 第二次計画の策定に向け、提言を行う。

(委員の構成)

第3条 子ども会議は、委員15名以内をもって構成し、委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 小学生 5名
- (2) 中学生 5名
- (3) 高校生 5名

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき委嘱する日から平成23年3月31日までとする。

(会議)

第5条 子ども会議は、必要に応じ図書館長が招集する。

- 2 子ども会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 図書館長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども会議の庶務は、教育部図書館において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

豊橋市の子ども読書活動を考える子ども会議 委員名簿

(平成22年8月現在)

○ 小学生委員

* 順不同 敬称略

| 学 校 名 | 学年 | 氏 名 |
|-------------|----|---------|
| 松 葉 小 学 校 | 6年 | 杉 浦 義 基 |
| 花 田 小 学 校 | 6年 | 鈴 木 伶 来 |
| 松 山 小 学 校 | 6年 | 野 尻 康 介 |
| 羽 根 井 小 学 校 | 6年 | 森 下 綾 香 |
| 吉 田 方 小 学 校 | 6年 | 村 松 良 真 |

○ 中学生委員

| 学 校 名 | 学年 | 氏 名 |
|-----------|----|-----------|
| 中 部 中 学 校 | 3年 | 神 谷 明 江 |
| 豊 城 中 学 校 | 3年 | 本 田 達 大 |
| 羽 田 中 学 校 | 3年 | 日 比 里 彩 子 |
| 牟 呂 中 学 校 | 3年 | 大 西 逸 人 |
| 南 部 中 学 校 | 3年 | 坂 輪 萌 子 |

○ 高校生委員

| 学 校 名 | 学年 | 氏 名 |
|-------------|----|---------|
| 豊 橋 高 等 学 校 | 3年 | 吉 井 佑 莉 |
| 豊橋中央高等学校 | 3年 | 山 口 恵 実 |
| 豊橋商業高等学校 | 3年 | 杉 浦 円 花 |
| 豊橋工業高等学校 | 3年 | 金 森 文 亮 |
| 豊橋南高等学校 | 2年 | 大 野 未 佳 |

【資料 7】 第二次計画策定の経緯

<平成 21 年度>

| 年月日 | 項目 | 主な内容 |
|-------------------|-----------|-------------------------------------|
| 平成 21 年 11 月 6 日 | 第 1 回策定会議 | ・ 計画の概要について ・ 第二次計画の策定について |
| 平成 21 年 11 月 26 日 | 第 1 回作業部会 | ・ 第二次計画の策定について |
| 平成 22 年 1 月 28 日 | 第 2 回作業部会 | ・ 第一次計画の取組状況・成果・課題について |
| 平成 22 年 3 月 12 日 | 第 3 回作業部会 | ・ 第一次計画の検証について ・ 第二次計画の骨子（案）について |
| 平成 22 年 3 月 27 日 | 子ども会議 | ・ オリエンテーション |
| 平成 22 年 3 月 30 日 | 第 2 回策定会議 | ・ 第一次計画の検証について ・ 第二次計画の骨子（案）について |

<平成 22 年度>

| 年月日 | 項目 | 主な内容 |
|-------------------------------|-------------------------------|--|
| 平成 22 年 4 月 24 日 | 第 1 回子ども会議 | ・ 子どもの読書の現状について |
| 平成 22 年 5 月 21 日 | 第 1 回図書館協議会 | ・ 第一次計画の取組状況・成果・課題について ・ 第二次計画の策定手順について |
| 平成 22 年 5 月 29 日 | 第 2 回子ども会議 | ・ 子どもの読書活動に対する取り組みについて |
| 平成 22 年 5～7 月 | 子ども読書活動に関するアンケートの実施 | |
| 平成 22 年 6 月 30 日 | 第 1 回作業部会 | ・ 第一次計画の進捗状況について |
| 平成 22 年 7 月 10 日 | 第 3 回子ども会議 | ・ 子ども会議提言書（案）について |
| 平成 22 年 8 月 26 日 | 子ども会議提言書を市長に提出 | |
| 平成 22 年 9 月 2 日 | 第 2 回作業部会 | ・ 第一次計画の総括について ・ 子ども読書活動に関するアンケート結果について ・ 子ども会議提言書について |
| 平成 22 年 10 月 1 日 | 第 2 回図書館協議会 | ・ 第一次計画の総括について ・ 第二次計画の基本的な考え方について |
| 平成 22 年 10 月 5 日 | 第 1 回策定会議 | ・ 第一次計画の総括について ・ 第二次計画（案）について |
| 平成 22 年 10 月 20 日 | 社会教育審議会 | ・ 第一次計画の総括について ・ 第二次計画の基本的な考え方について |
| 平成 22 年 11 月 | 子ども読書活動に関するアンケート（追加調査）の実施 | |
| 平成 22 年 12 月 17 日 | 第 2 回策定会議 | ・ 第二次計画（案）について |
| 平成 23 年 1 月 13 日 | 市議会福祉教育委員会 | ・ 第二次計画（案）について |
| 平成 23 年 2 月 16 日 ～3 月 17 日 | 第二次計画（案）の公表及び意見の募集（パブリックコメント） | |
| 平成 23 年 3 月 25 日 | 第 3 回策定会議 | ・ 第二次計画の承認について |

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、すべての人とともに生きる、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制 100 周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組めます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、「世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋」、「平和を希求する豊橋」をめざすこと決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言し封。

平成 18 年 12 月 18 日

愛知県豊橋市

第二次豊橋市子ども読書活動推進計画

平成 23 年 3 月

発行：豊橋市教育部図書館

〒441-8025

愛知県豊橋市羽根井町 48

TEL (0532) 31 - 3131

